

資料 パブリックコメント用

安全・安心で、潤いのあるまちづくりを目指して

生活排水対策推進計画 (案)

平成21年3月

豊明市

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方	1-1
1. 計画策定の背景と目的	1-1
2. 計画の位置づけと役割	1-2
3. 計画の範囲	1-5
4. 計画の目標年度	1-5
5. 計画の構成及び策定手順	1-6
第2章 地域の概要	2-1
1. 地理的・地形的特性	2-1
2. 河川等の現況	2-2
3. 気候・気象等	2-3
4. 人口	2-4
5. 産業	2-6
6. 土地利用	2-11
7. 水利用	2-14
第3章 関連計画	3-1
第4章 水質の現状及び動向	4-1
1. 環境基準の適合状況	4-1
2. 境川及びその他河川等の流域全体の水質状況	4-2
3. 本市の河川等水質の経年変化	4-4
4. 水生生物からみた水質の状況	4-10
第5章 計画の目標等	5-1
1. 生活排水対策推進計画の理念	5-1
2. 生活排水対策の基本方針	5-2
3. 計画目標年次	5-5
4. 重点施策体系	5-6

第6章	生活排水処理施設等の整備推進	6-1
1.	生活排水処理フローの現状	6-1
2.	生活排水処理施設等の整備に関する基本施策	6-2
3.	生活排水処理施設の整備に関する計画	6-3
1)	流域関連公共下水道	6-3
2)	合併処理浄化槽	6-6
3)	農業集落排水施設	6-7
4)	生活排水処理施設整備計画のまとめ	6-8
5)	計画による汚濁負荷量の削減効果	6-9
4.	生活排水浄化資材等利用に関する計画	6-9
第7章	水辺空間等の整備促進	7-1
1.	水辺空間等の整備に関する基本施策	7-1
2.	水辺空間等の整備に関する計画	7-1
①	うるおいのある水辺空間の整備推進	7-1
②	水の循環利用の推進	7-2
第8章	生活排水対策に係る意識啓発等の充実	8-1
1.	生活排水対策に係る啓発活動等に関する基本施策	8-1
2.	市民・事業者・市の責務の明確化・広報PR等	8-2
3.	生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供	8-3
4.	水環境を育む行動の普及と市民・団体の活動への支援	8-6
5.	計画・行動の評価と継続的改善	8-8
第9章	その他の生活排水対策の連携強化	9-1
1.	関連機関、流域住民との連携	9-1
2.	関連する他計画との調整	9-1
3.	環境審議会との調整	9-2
第10章	用語説明	10-1

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と目的

水には種々の役割があり、自然の重要な構成要素であるばかりでなく、快適な環境を生みだし、精神的にも潤いや安らぎを与えてくれます。近年、生活排水^{*1}による水質汚濁が問題になっており、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになっていきます。

平成2年6月に水質汚濁防止法の改正が行われ、生活排水対策を推進するための制度が組み込まれました。この法改正により「生活排水対策として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設（生活排水処理施設）の整備、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成、その他の生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。」とされました。

平成5年3月に、境川流域に位置する本市及び周辺市町は、愛知県知事により生活排水対策の重点地域に指定されました。この指定を受けて、平成6年3月に「生活排水対策推進計画」を策定し、境川的生活排水対策に取り組み、近隣市町と共に、境川流域の水質改善を図ってきましたが、平成9年4月には、境川を中心とした水辺環境の改善を推進していくため、公共下水道の整備や浄化槽^{*}の普及を進めてきました。また、市民に対して啓発を行い、市民協力のもと、生活排水対策を推進することにより、市内各河川や境川において水質環境基準を達成するための対策を積極的に進めてきたところです。

平成12年に、浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設は原則禁止とされました。

本市においても、急速に普及した単独処理浄化槽は、改正浄化槽法が適用されました。

平成15年に、愛知県では、「生活排水対策に関する基本方針」を策定し、それを受けて本市も、「生活排水対策」に取り組んでいるところです。

今回、平成10年度に策定した前計画が平成20年度で計画期間を終了するため、生活排水対策の指針となり得るように前計画を改訂します。

* 本計画において、「浄化槽」は原則として合併処理浄化槽を指します。

^{*1} 生活排水：し尿および調理、洗濯、入浴などの日常生活に伴い排出されるものをいう。工場などから排出される産業排水と区別される。生活雑排水は、生活排水からし尿を除くものをいう。

2. 計画の位置づけと役割

1. で述べた背景と目的により、上位関連法、関連計画等は、市民の環境意識の高まりと行政の環境保全へ向けた取り組みへの期待が背景にあり、前計画にはなかった新たな視点で生活排水対策に取り組む必要が生じています。特に本市では、生活排水が流れ込む境川の流域が、生活排水対策重点地域の指定を受けて、平成11年度に策定した前計画が平成20年度で、10年目の目標年度となり、計画の見直しを行う必要があります。

2-1 境川の水質動向

境川は、本市の東部に位置し、三好町の丘陵地にその源を発し、本市と刈谷市の境を流れ、市内に流れる若王子川、井堰川、正戸川、皆瀬川などの河川が合流して、最終的に衣浦湾に注ぐ延長約2.4Kmの2級河川です。

図1-1に境川の水質の推移を示しました。境川は、「水質汚濁に係る環境基準」において「河川B類型（BOD(75%水質値^{※2})：3mg/ℓ以下）」に指定されていますが、平成18年度公共用水域水質測定結果をみると、本市と刈谷市の境界に掛かる新境橋のBOD値は3.8mg/ℓとなっており、環境基準を満足するには至っていません。また、平成18年度以前10年の値は3～7.6mg/ℓと環境基準値オーバーになっています。このようなことから境川流域の生活排水対策を迅速に進める必要があります。

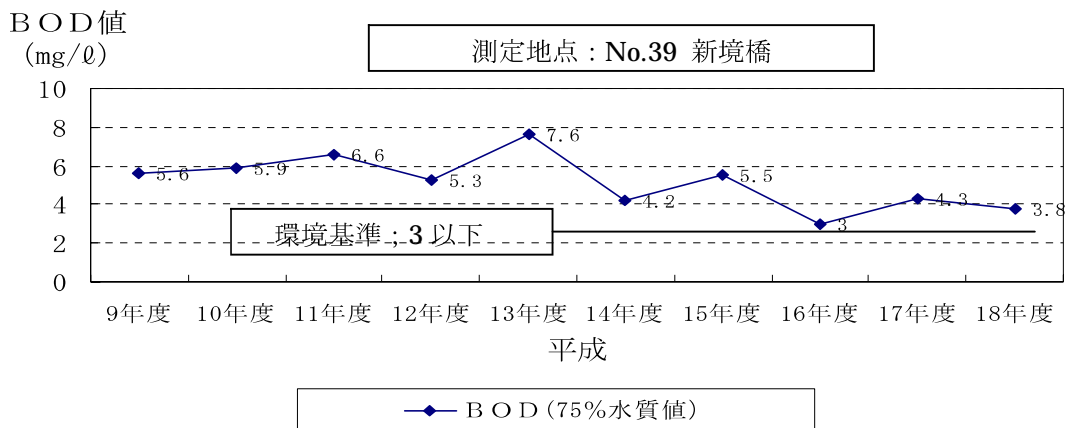


図1-1 境川における水質経年推移（BOD75%値）

出典：公共用水及び地下水の水質調査結果；愛知県（H19.6月）P-23より

※2 75%水質値：年間n個の日間平均値を小さいものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目の数値を示す。

2-2 水質汚濁の要因

本市における発生源別COD汚濁負荷量の割合をみると、生活系の合併浄化槽からの処理水は 13.9%、みなし（単独処理）浄化槽からの処理水は 8.3%、未処理のまま放流される調理・洗濯・入浴等の生活雑排水が 49.3%と多くを占めています。

表 1-1 水質汚濁の要因表（平成 16 年度）

豊明市内 境川流域		生活系			産業系	その他系			合計
		生活系 合併 浄化槽	生活系 単独 浄化槽	生活系 雑排水	産業系	畜産	土地 山林	その他	
	COD負荷量 (kg/日)	66.6	40.0	236.6	107.5	1.7	24.8	2.9	480.1
COD負荷率 (%)	13.9	8.3	49.3	22.4	0.4	5.2	0.6	100.0	

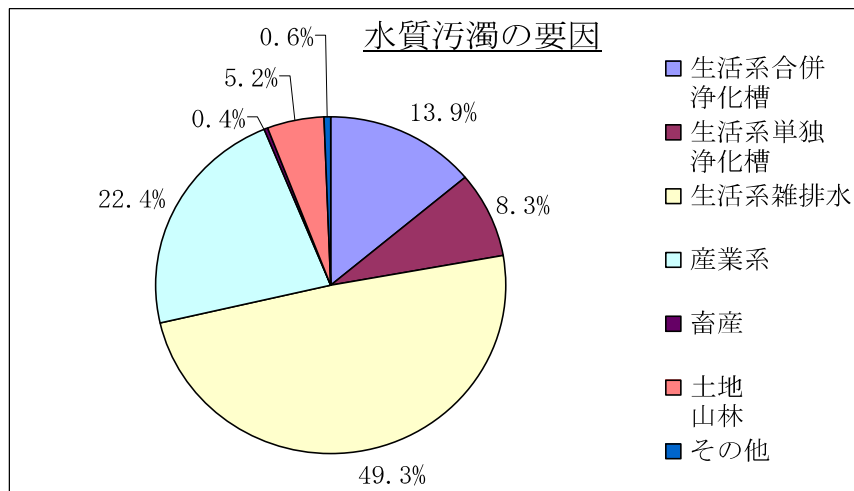


図 1-2 水質汚濁の要因（平成 16 年度）

資料：愛知県環境部

2-3 生活排水処理施設整備

これまで、本市では、生活排水を適正処理するため、各種生活排水処理施設の整備を進めてきました。平成 18 年末での行政区域内人口が 66,149 人に対して、下水道処理区域内人口は 48,463 人、水洗化人口は 45,184 人で、下水道普及率は 73.3%、水洗化率は 93.2%で年々普及に努めて進行しております。一方、行政区域面積が 2,318ha に対して、下水道処理区域面積は 698ha で、下水道整備率は 30.1%です。公共下水道は、着実に整備を行ってきております。浄化槽については、その設置補助事業の推進等により、年々増加しています。（各施設の整備状況の詳細については本計画の第 6 章に記載してあります。）

数値出典：豊明市の下水道より

2-4 生活排水を取り巻く環境の変化

平成10年度の前計画策定以降、生活排水対策を推進するための法的枠組みの変化や水環境のあり方等についての関係機関・団体による各種提言・通達が出されました。

■生活排水に関する法関連・事業

年	生活排水に関する法関連・事業
昭和33年	・公共用水域の水質の保全についての法律、工場排水等の規制についての法律の制定
37年	・建築用地下水の採取の規制に関する法律の制定
42年	・公害対策基本法施行
45年	・水質汚濁防止法制定
62年	・建設省(旧) 合併処理浄化槽に対する国庫補助制度の設立
平成元年	・境川浄化センター運転開始
〃	・国・県の補助金を受け合併処理浄化槽設置整備事業を開始
2年	・水質汚濁防止法改正
5年	・水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」指定(境川流域の2市2町)
〃	・全県下水道化構想の策定
〃	・公害対策基本法が廃止され、環境基本法が制定
〃	・環境庁(旧) 生活排水汚濁水路浄化施設整備事業補助を決定
6年	・生活排水対策推進計画策定
〃	・水源保守法の制定
〃	・林野庁 水質保全環境整備事業の実施
〃	・建設省(旧) 特定地域生活排水処理事業の創設
7年	・愛知県 「環境基本条例」の制定
〃	・環境保全推進委員制度開始
〃	・厚生省(旧)「単独処理浄化槽に関する検討会」による、「単独処理浄化槽の廃止に向けて」の提言
8年	・愛知県 全県域汚水適正処理構想の策定
9年	・東部知多浄化センター完成運転開始
〃	・「単独浄化槽の廃止対策の推進」通達
〃	・浄化槽製造業者による「単独処理浄化槽廃止自主活動推進プログラム」の開始
11年	・浄化槽工業会及びその会員企業の完全単独処理浄化槽の製造廃止
12年	・浄化槽法の改正
13年	・単独処理浄化槽の原則新設廃止
15年	・愛知県 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく「生活排水対策に関する基本方針」の策定
〃	・全県域汚水適正処理構想の見直し
18年	・下水道法事業認可事業期間の延長 H18.3.31→H21.3.31

これらの上位関連法、関連計画等は、市民の環境意識の高まりと行政の環境保全へ向けた取り組みへの期待が背景にあり、前計画にはなかった新たな視点で生活排水対策に取り組む必要が生じています。

2-5 計画改訂の趣旨

以上のように、本市における今後の生活排水対策には、今なお多くの課題を抱えています。本市の生活排水は、一部地域では公共下水道及び農村総合モデル事業により、家庭排水を処理し、あるいは浄化槽により処理しているが、未整備地域もあり、河川・ため池の水質汚濁に影響を及ぼしています。

一方、河川や水路は、治水対策として、護岸整備が進んできたため、自然の浄化機能を失いつつあります。境川も例外ではありません。

したがって、境川上流部に位置する本市が、水質を保全する責任は重大であり、本市が生活排水の処理施設整備を進めていることは、その事業効果が本市にとどまらず下流市町にも影響が大きく及びます。生活排水の処理形態には、し尿の処理と併せて処理するもの（浄化槽、地域し尿処理施設、農業集落排水処理施設、公共下水道）と生活排水だけを処理するもの（生活排水処理施設）とがあります。

本市の生活排水対策は、これらを適切に配置することを基本として考え、生活排水処理計画を策定する必要があります。

今回、平成10年度に策定した前計画が平成20年度で計画期間を終了するため、これらの課題に対応し、今後の生活排水対策の指針となり得るように改訂する必要があります。

3. 計画の範囲

この生活排水対策計画の計画範囲は、豊明市全域としますが、周辺の近隣市町も計画範囲に含めて検討します。

4. 計画の目標年度

前の「2-1 境川の水質動向」で述べましたが、境川流域の水質汚濁は、環境基準値に達成していないので、この生活排水対策計画としては、できるだけ近い将来にまず環境基準値を達成する事が望まれます。流域全体の下水道整備事業には、今後長い期間を要することを鑑み、ここでは、目標年度を10年後の平成30年度となります。

第5章の「3. 計画目標年次」にも述べていますが、社会情勢の変化等により途中年度で見直す必要が生じた時にも、計画の見直しを行います。

5. 計画の構成及び策定手順

5-1 現状把握

地理的・地形的特性、河川等の現状、気候・気象等の状況、人口、産業、土地利用等について、第2章で、調査します。水質の現状及び動向について、第4章で、調査します。

5-2 課題の抽出

生活排水対策として何をする必要があるか、基本理念、基本方針について、第5章で述べます。生活排水処理施設等の整備計画について、第6章で述べます。水辺空間等の整備について、第7章で述べます。又、生活排水対策に係る広報啓発等について、第8章で述べます。これらの検討にたいして、環境審議会の意見、市民・事業者の意見、関係機関の意見を交えて、基本目標・基本方針を決めるべく、生活排水対策計画の策定を完成させます。

第2章 地域の概要

1. 地理的・地形的特性

本市は、愛知県の中央部よりやや西部に位置し、東は境川を隔てて刈谷市、西は名古屋市の、南は大府市、北は東郷町に接しています。市の南側を名古屋鉄道、国道1号、23号が横断しており、第2東名の開通も併せて交通至便の地です。

近年名古屋市に隣接するベッドタウンとして急速に発達した「新しい街」であり、一方で織田信長が今川義元の大軍を破り天下統一への糸口をつくった戦い、日本三大古戦場のひとつ桶狭間古戦場を有する「歴史の街」でもあります。

産業面では、名古屋市と豊田市の間に位置し、立地条件に恵まれ関連企業が進出しております。

自然環境面も大変恵まれた環境を有し、現存する緑や水辺には多様な生物が生息しています。気温は年平均16°Cで県内では温暖な地域といえます。雨量は、年平均1,479mmで県内では、少ない地域といえます。

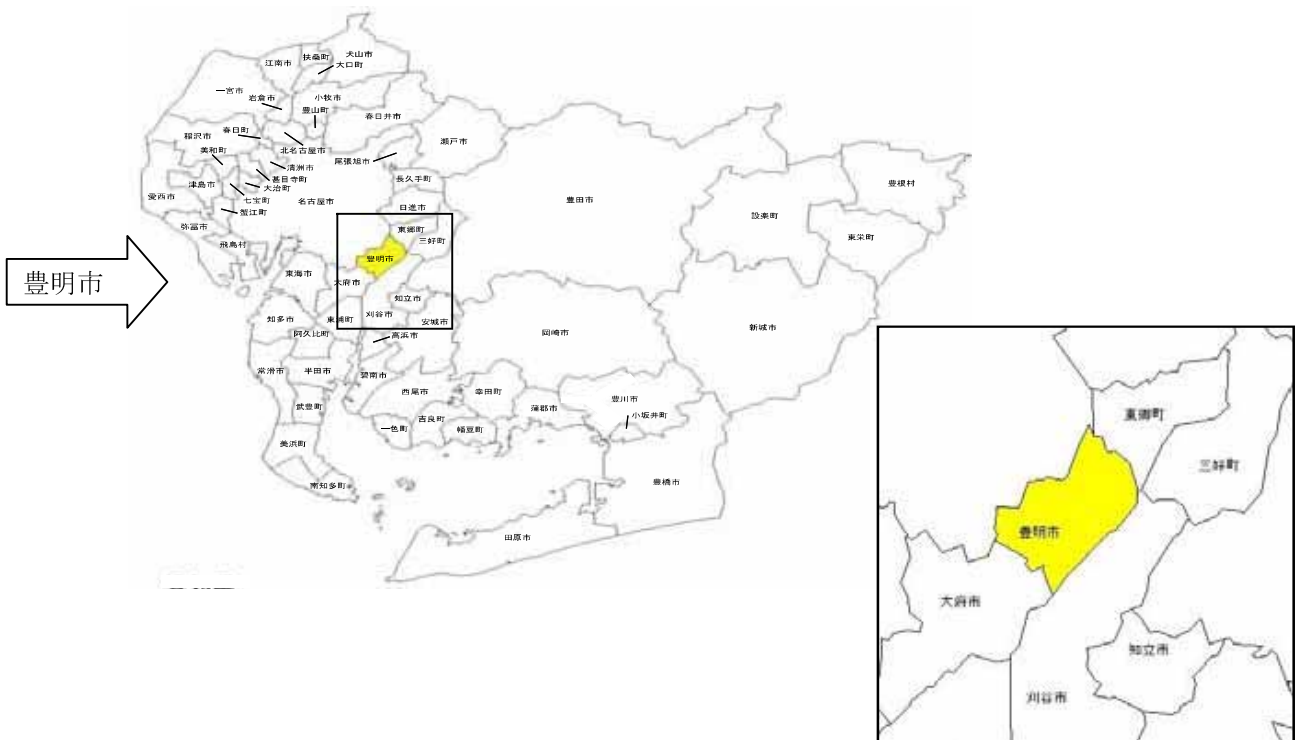


図2-1 豊明市の位置と面積

■豊明市 (北緯 : 35° 01' ~ 35° 06'、東経 : 136° 58' ~ 137° 03')
 南北 7.56 km 東西 6.53 km 平均標高 15m 総面積 23.18km²

2. 河川等の現況

本市は、河川として、北に若王子川と井堰川、東に境川、南に天王川・正戸川・五ヶ村川、西に皆瀬川（これらの川はいずれも2級河川）が流れています。

ため池も多く、北に若王子池・勅使池、西に濁池・西池、南に大根池・大原池・大蔵池・三ツ池とあります。

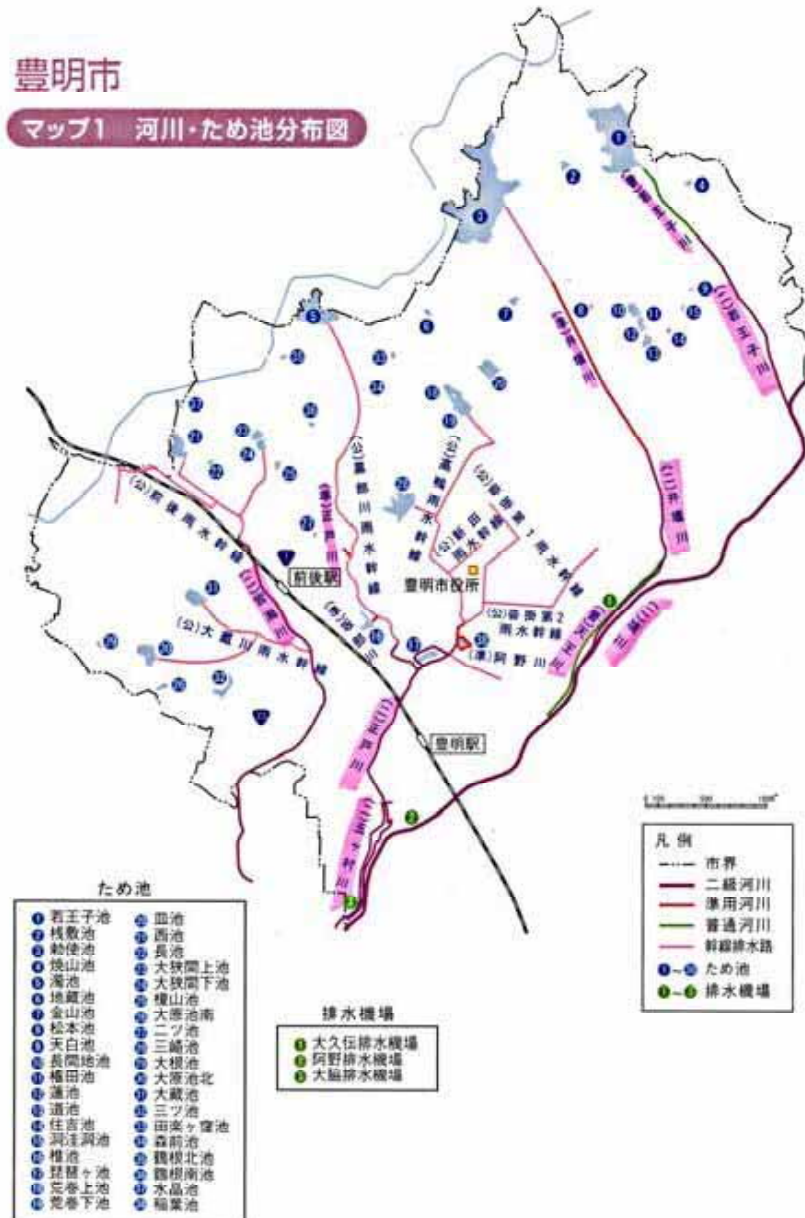


図2-2 主な河川・ため池の位置

3. 気候・気象等

本市の気候は表日本式気候区に属し、梅雨や秋雨、台風の影響により夏から秋にかけて雨が
多く、冬から春にかけては雨が少ないのが特徴です。

平成15～19年の5年間の年平均気温は約16.1℃、年間降雨量は1,527mmとなっています。
また5年間の月別降雨量平均値をみると、6月、9月、10月の降雨量が多くなっています。

気温については、5年間の年間平均値が16.1℃に対して、月平均気温の最高は8月の28.0℃、
最低は1月の4.5℃であり、比較的温暖で過ごしやすい気候といえます。

表2-2 気象の概要

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
平均気温(℃)	15.7	16.8	15.7	15.9	16.6
降雨量(mm)	1,905.0	1,947.5	900.5	1,611.5	1,269.5

資料：名古屋地方気象台

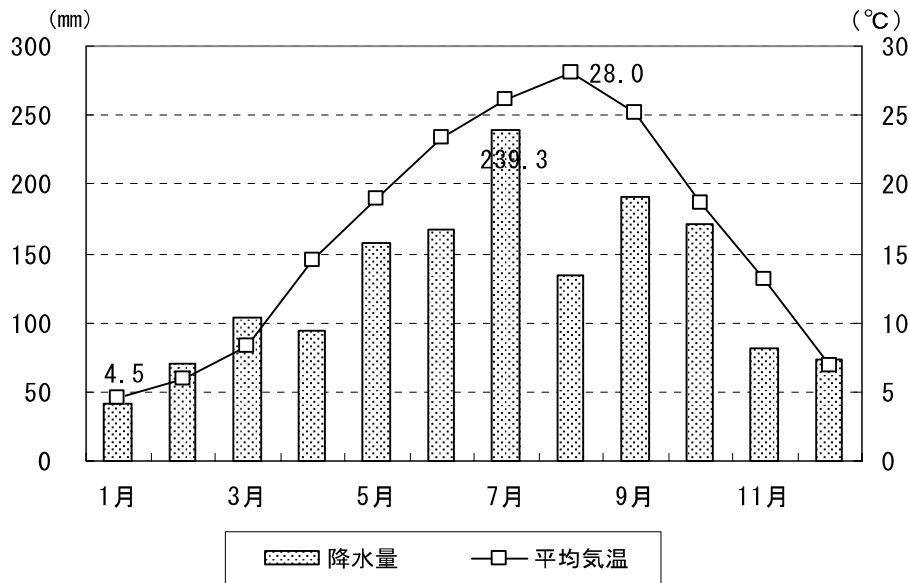


図2-3 月別降雨量と平均気温 (平成15年～19年平均値)

資料：名古屋地方気象台

4. 人口

本市の平成19年3月31日の人口（住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計）は68,267人で、年0.6～0.7%の増加傾向にあります。世帯数も年々増加していますが、平均世帯人員はやや減少傾向にあり、核家族化が進んでいます。

将来の人口推計をみると、今後も人口は増加し続け、平成27年度には72,000人となるものと推計されます。

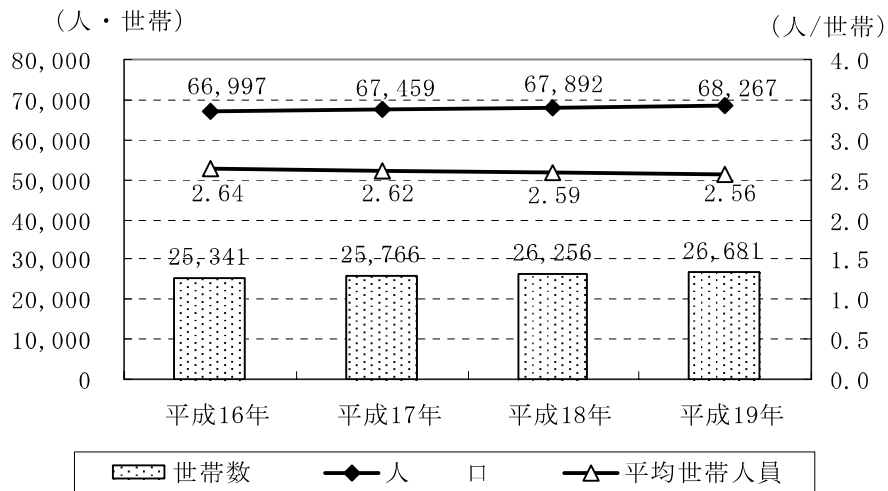


図2-4 人口及び世帯数の推移（各年3月31日現在）

資料：とよあけの統計（2008年版）

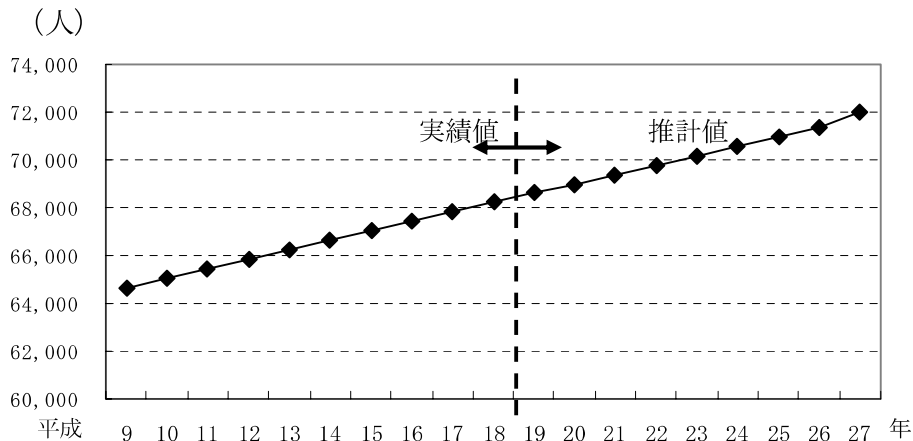


図2-5 人口推計

資料：第4次豊明市総合計画

国勢調査の結果を元に示される人口集中地区（D I D）^{*1}をみると、平成17年では、人口は56,811人、面積は9.3km²となっています。平成7年と比較すると、人口・面積ともに増加していますが、人口について、人口集中地区が総数に占める割合をみると、平成7年は84.6%であったのに対して、平成17年では83.2%と減少しています。

表2-3 人口集中地区（D I D）^{*1}別人口

区分	人口(人)				面積(k m ²)	
	平成7年	平成17年	平成7年～17年		平成7年	平成17年
			増加数	増加率%		
総数	54,877	56,811	1,934	1.9	9.43	9.33

区分	人口密度 (人/k m ²) 平成17年	人口集中地区が総数に占める割合(%)			
		人口		面積	
		平成7年	平成17年	平成7年	平成17年
総数	6,089	84.6	83.2	40.7	40.7

資料：とよあけの統計（国勢調査）

^{*1}人口集中地区（D I D）とは、日本の国勢調査において設定される統計上の地区である。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。但し、空港、港湾、工業地帯、公園など都市的傾向の強い基本単位区は人口密度が低くても人口集中地区に含まれる。都市的地域と農村的地域の分けや、狭義の都市としての市街地の規模を示す指標として使用される。

5. 産業

産業分類別就業者の推移をみると、平成17年では第1次産業1.3%、第2次産業39.8%、第3次産業が57.1%となっています。これらの平成7年からの推移をみると、第1次産業は減少傾向にあるのに対して、第3次産業は過半数を占め、増加しています。

産業の従業者数構成をみると、第2次産業と第3次産業を合わせて96.9%で、ほぼ全体近くを占めています。その内訳は、第2次産業で製造業が32.1%を占め、次いで建設業が7.6%を占めています。第3次産業ではサービス業が26.3%、次いで卸売・小売・飲食店が19.3%を占めています。

産業別事業所数の推移をみると、卸売・小売・飲食店、製造業はやや減少していますが、サービス業は増加しています。

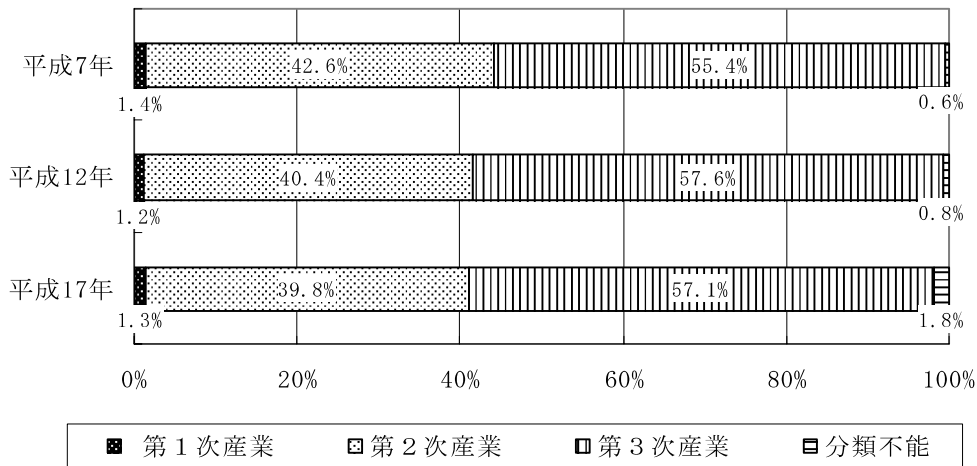


図2-6 産業分類別就業者数の推移

資料：とよあけの統計（2008年版）

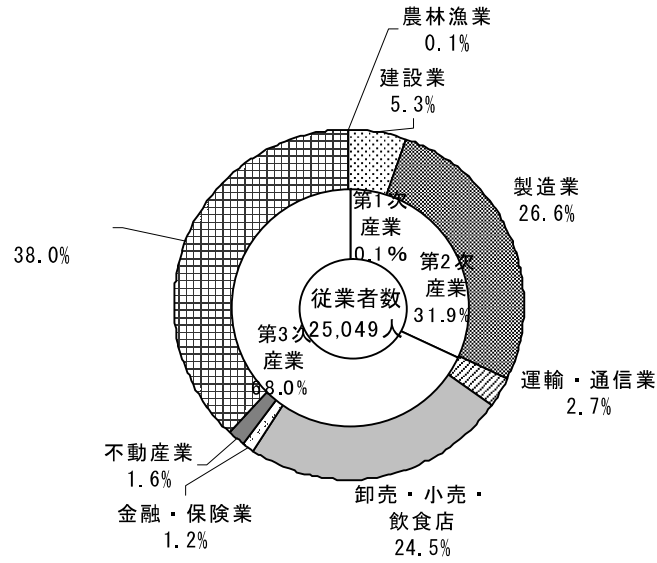


図2-7 産業の従業者数構成 (平成13年10月1日現在)

資料：とよあけの統計 (2008年版)

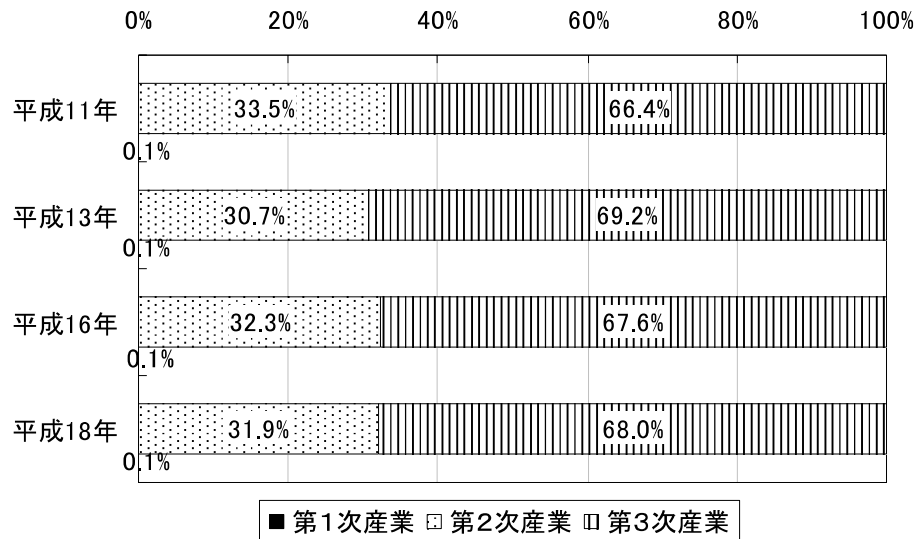


図2-8 産業の従業者数割合の推移

(※各年7月1日現在、平成16年は6月1日現在、平成18年は10月1日現在)

資料：とよあけの統計 (2008年版)

(1) 農業

農家戸数の推移をみると、総農家数は減少傾向にあり、平成17年では806戸となっています。内訳をみると、販売農家は減少傾向にありますが、自給的農家数は平成12年から増加傾向となっています。

表2-4 農家戸数の推移^{※2}

区 分		単位:戸		
		平成7年	12年	17年
総農家数		874	785	806
計		550	472	418
販売農家	専業農家	44	36	62
	計	506	436	356
	兼業農家			
	第1種兼業農家	45	39	21
	第2種兼業農家	461	397	335
自給的農家数		324	313	388

資料：とよあけの統計（2008年版）

(2) 漁業

漁業就業者は、平成17年で1人のみとなっています。

^{※2} 専業農家とは、世帯員の中に兼業従事者が一人もいない農家のことで、兼業農家とは、世帯員の中に兼業従事者が一人以上いる農家をいう。第1種兼業農家とは、農業を主とする兼業農家、第2種兼業農家とは、農業を従とする兼業農家をいう。

(3)工業

事業所数及び出荷額等をみると、平成18年では、事業所数が194件、製造品出荷額等が151,047百万円となっており、最近の推移をみると、事業所数は若干の増減はあるがほぼ横ばいであり、製造品出荷等は増加し続けています。

業種別にみると、製造品出荷額等では一般機械製品が44,296百万円と最も多くなっており、全体の29.3%を占めています。

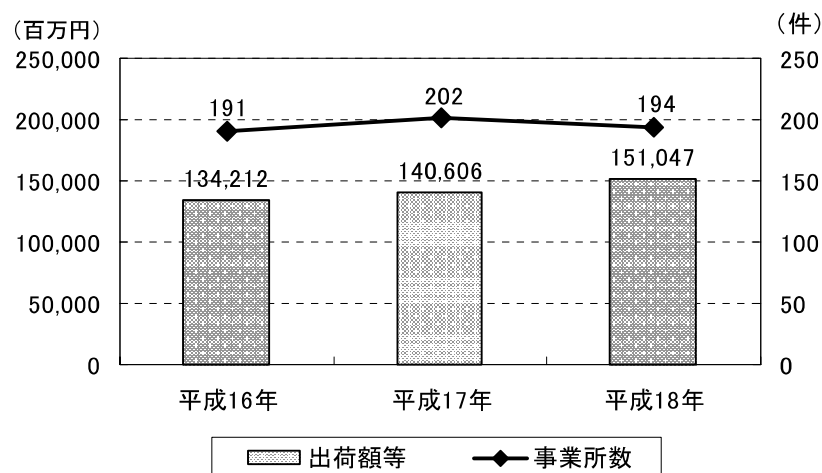


図2-9 事業所数及び出荷額等の推移

資料：とよあけの統計（2008年版）

表2-5 業種別・事業所数・出荷額等の推移（平成18年）

12月31日現在					
区分	事業所数	製造品出荷額等(万円)	区分	事業所数	製造品出荷額等(万円)
食料品	3	2,667,461	窯業・土石	4	136,311
飲料・飼料	3	X	鉄鋼	1	X
繊維工業	-	-	非鉄金属	3	285,546
衣服	2	X	金属製品	33	1,047,910
木材・木製品	3	47,364	一般機械	37	4,429,644
家具・装備品	2	X	電気機械	14	1,155,820
パルプ・紙	3	414,848	情報通信機械	-	-
印刷	7	2,029,972	電子部品	2	X
化学	2	X	輸送機械	47	1,358,004
石油・石炭	-	-	精密機械	2	X
プラスチック	19	224,565	その他	4	54,639
ゴム製品	2	X	公表以外の額		1,252,634
皮革製品	2	X	総計	195	15,104,718

※ 表内の「X」印・・・該当数値はあるが、秘密保護上特にさしひかえたもの

資料：とよあけの統計（2008年版）

(4) 商業

商業の状況としては、平成16年では商店数517店舗、従業員数3,915人、年間販売額16,309,894万円となっています。平成11年からの推移をみると、店舗数は減少傾向にありますが、年間商品売上額は増加しています。1店舗当りの年間商品売上額は、増加しております。

表2-7 商業の状況

項目 年度	店舗数			年間商品販売額(万円)			1店舗当り年間商品販売額 (万円/店)		
	総数	卸売	小売	総数	卸売	小売	総数	卸売	小売
平成11年	627	118	509	14,587,268	8,931,526	5,655,742	23,265	75,691	11,111
14年	552	107	445	12,390,455	7,215,079	5,175,376	22,446	67,431	11,630
16年	517	110	407	16,309,894	11,461,155	4,848,739	31,547	104,192	11,913

資料：とよあけの統計（2008年版）

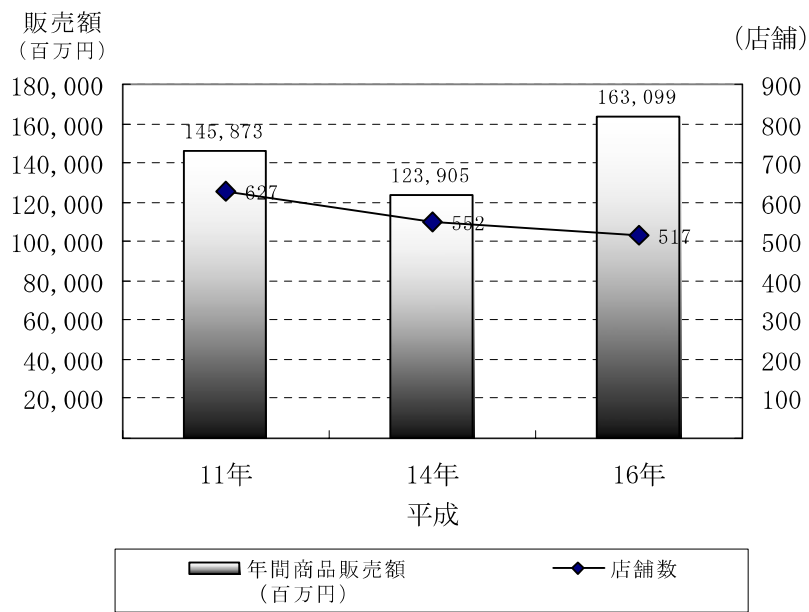


図2-10 商店数及び年間商品販売額の推移

資料：とよあけの統計（2008年版）

6. 土地利用

(1) 土地利用

本市における総面積は2,318haであり、土地利用についてみると、平成18年では、宅地の占める割合が、総面積の3割で、その内で住宅地は総面積の2割となっています。

田と畑は16.7%と6.1%、森林は5.0%、その他が40%強となっています。

下記に平成15年～18年の地目別土地利用面積の構成グラフを示します。

あまり大きな変化が見られませんが近年、宅地面積が減って、その他の面積が増えています。

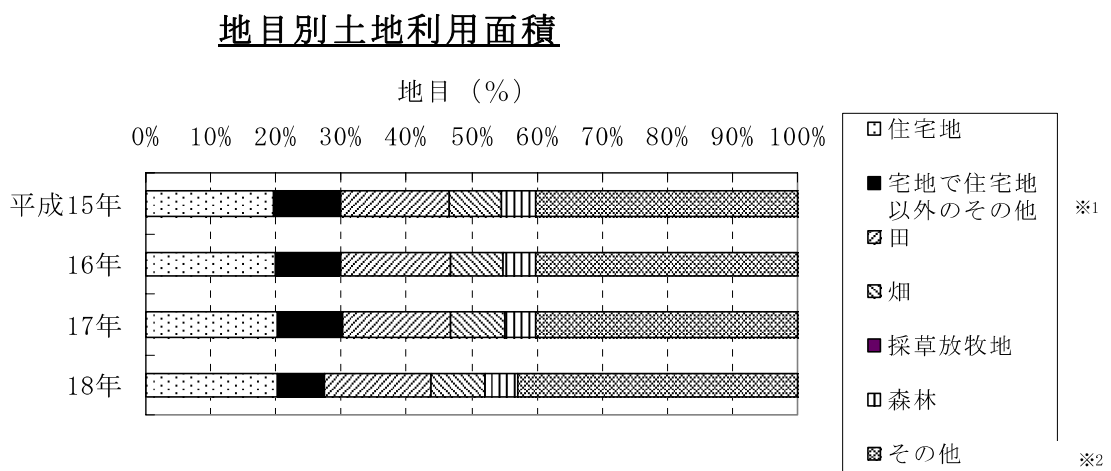


図2-11 土地利用の形態別構成の変化

※1 ここでの「宅地での住宅地以外のその他」とは、宅地から住宅地及び工業用地を控除した土地をいう。
ため池・学校などの公共地のほか、商用地、駐車場などが入る。

※2 ここでの「その他」とは、行政土地から宅地、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路を控除した土地をいう。

(2) 用途地域

本市では、無秩序な開発を防ぎ、計画的に市街化を図る市街化区域と、農業の振興や自然景観を保全する区域として市街化調整区域を設定し、その後、定期的に見直しを実施しています。

平成19年現在、全域の30.1%、面積にして698haを市街化区域に、残りの69.9%、1,620haを市街化調整区域としています。

表2-8 用途地域別面積

	面積 (ha)	構成比
1) 市街化区域	698	30.1%
住宅系	604	26.1%
第1種低層住居専用地域	80	3.5%
第2種低層住居専用地域	—	—%
第1種中高層住居専用地域	367	15.8%
第2種中高層住居専用地域	—	—%
第1種住居地域	124	5.3%
第2種住居地域	33	1.4%
準住居地域	—	—%
商業系	34	1.5%
近隣商業地域	32	1.4%
商業地域	2	0.1%
工業系	60	2.6%
準工業地域	60	2.6%
工業地域	—	—%
工業専用地域	—	—%
2) 市街化調整区域	1,620	69.9%
1) + 2) 都市計画区域	2,318	100.0%

資料：「とよあけの統計、2008年版」の市街化区域の資料

上の表2-8に示すように、市街化区域の内、第1種中高層住居専用地域が367haで、過半数を占めています。住宅系用途が604haと、市街化区域の87%を占め、本市が住宅を中心とした市街化形成をしていることが伺われます。



用途区域等の指定区域図

参照：「第2次豊明市都市マスタープラン」より

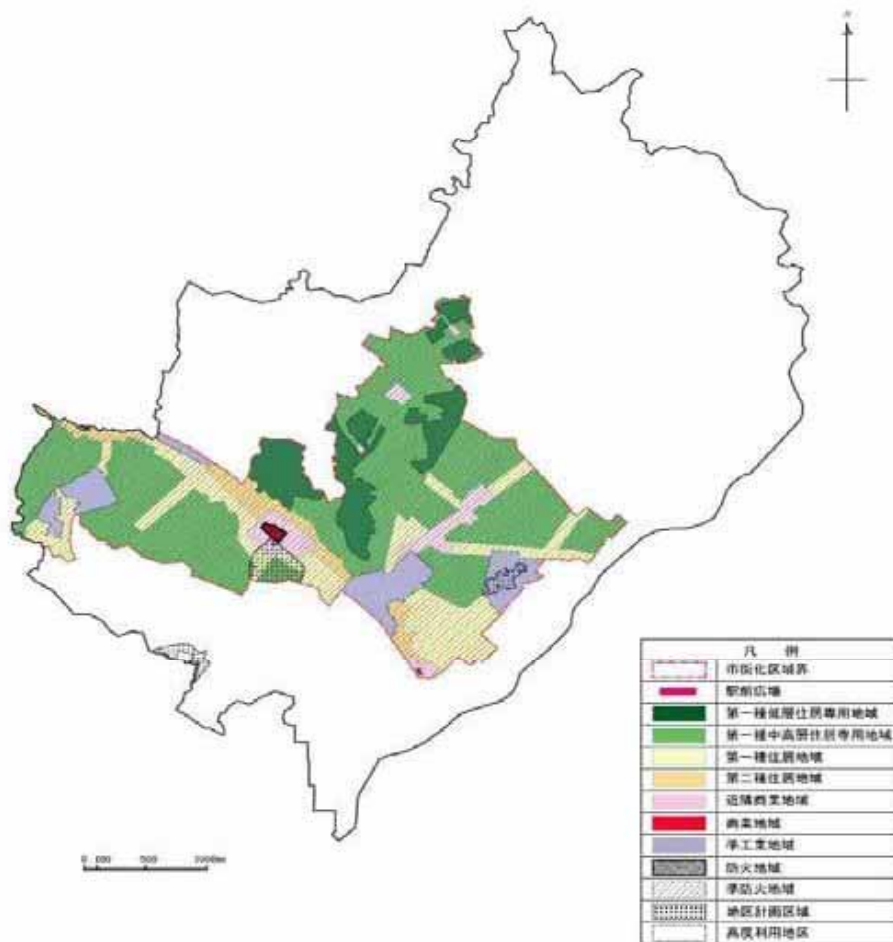


図2-12 豊明市用途地域等の指定区域

7. 水利用

本市の水道事業は、昭和36年4月に広域簡易水道として給水を開始して以来、年々給水人口の増加に伴い給水量の増加で順調に整備・拡張してきました。名古屋市都心20km圏内に含まれ、住宅のまちとして急発展してきました。

本市及び近隣地域は、恒久的な自己水源に乏しく、一部深井戸より取水しているほかは、ほとんどを県営水道用水供給事業より浄水として給水を受けているが、水需要の増加に対処するため施設を拡張する必要に迫られてきたが、各市町単独の水道事業では規模が小さく、施設の管理面、県水の受入れ体制面においても不合理な面も多いので、昭和50年4月豊明市始め5市町を広域的な水道事業に統合しました。給水区域を豊明市、日進市、東郷町、長久手町、三好町の2市3町及び名古屋市緑区鳴海町の一部とし、昭和55年度を目標年次とし、昭和50年3月に認可を受けました。その内容は、『愛知用水水道用水供給事業第3期拡張事業』による県水を三ヶ峯配水場で受水し自然流下によって給水することと、愛知用水水道用水(木曾川水系)と西三河水道用水(矢作川水系)の2水系から相互受水を可能とするために、配水池の増設や送水及び配水設備の設備拡充を行うことでした。

上水道の状況を見ると、給水人口及び給水戸数は増加傾向にありますが、1戸あたり1日平均給水量は減少傾向にあります。1日平均給水量(m³)は、ほぼ横ばいで推移しております。

表2-10 上水道の状況

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
給水人口(人)	66,443	66,899	67,383	67,797	68,181
普及率(%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
1日平均配水量(m ³)	20,305	19,984	20,250	20,175	20,094
1戸あたり1日平均配水量(m ³)	816	790	786	769	754

※ 普及率=給水人口÷年度末現在登録人口

資料：とよあけの統計2008年版「上水道状況」

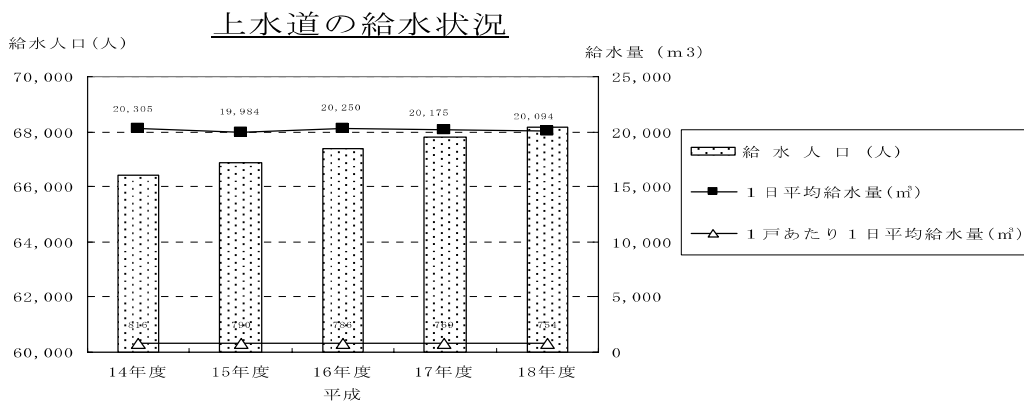


図2-12 上水道の給水状況

第3章 関連計画等

◆ 第4次豊明市総合計画

平成18年度から始まった第4次総合計画は、平成27年度までの長期的なまちづくりの方針を定めたものであり、本市の地域運営の基本となるものです。その理念は「協働で創る幸せ社会」です。

基本計画で定めた施策の事業実施方針を示した実施計画を策定しており、ローリング方式により毎年度見直しを行っています。

2006年度を初年度とする第1次実施計画書では、第4次総合計画の基本理念である「協働で創るしあわせ社会」の創造を目指して、市民の皆様と連携、協力しながら、事業の緊急性、重要性、その効果を考慮し、主要な事業について計画内容を体系的に示し、第1次実施計画を策定しています。

2007年度では第2次実施計画書を策定しています。6つの施策の大綱を具体的に進め、計画的な行財政運営を進めていくために策定しています。施策体系の6つは、1) 生活環境（安全・安心で、うるおいのあるまちづくり） 2) 保健福祉（健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり） 3) 都市基盤・産業振興（いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくり） 4) 教育文化（個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくり） 5) 交流と市民参加（市民と行政が尊重しあう協働のまちづくり） 6) 計画推進（効率的で顧客志向の行政経営）です。

2008年度では引き続いて第3次実施計画書を取りまとめています。

これを受けて少子・高齢化や環境問題の深刻化などの社会経済状況の変化や都市計画に関する各種事業の進捗状況等を踏まえて見直したものが、第2次豊明市都市マスタープランです。

◆ 第2次豊明市都市マスタープラン

第2次豊明市都市マスタープランは、従来の「緑の基本計画」や「住宅マスタープラン」などの個別計画を総括するとともに、総合的且つ体系的な都市計画を推進する目的で制度化されたものです。

この「都市マスタープラン」の策定により、用途区域の指定や都市計画道路の決定などの既定の都市計画はもとより、市民と行政の協働による誘導型のまちづくりの指針にもなり、本市の都市計画の総合的な指針としての役割が果たせるものになります。

豊明市では、平成8年に「豊明市都市マスタープラン」を策定しています。このプランは、平成18年（2006年）を目標年次に、「市民1人ひとりが心豊かで明るく、笑顔に満ちた都市」を都市づくりの理念とし、全体構想及び地域別構想で構成されています。

本計画は、この平成8年に策定した豊明市都市マスタープランが平成18年に目標年次を向かえることや、平成18年に上位計画である第4次豊明市総合計画が策定されたことを受け、少子・高齢化や環境問題の深刻化などの社会経済状況の変化や都市計画に関する各種事業の進捗状況等を踏まえて見直したものです。

◆協働の計画をつくるにあたっての基本的な方針

第4次総合計画の理念である「協働で創る幸せ社会」を受けて「協働の計画をつくるにあたっての基本的な方針」を平成19年5月に策定しました。

基本的な考えは、豊明市の今後10年間を見通し、市民一人ひとり、地域コミュニティ、NPO、企業など地域で暮らす人々がお互いの特性を活かして協力し合う「協働で創るしあわせ社会」を基本理念として掲げ、様々な施策に取り組むことです。

「協働でめざすもの」や「協働を進めるための計画」などをつくり、市民と行政が力を合わせてまちづくりをするための「道しるべ」とするものです。

その後、協働のまちづくりの理念、推進策の枠組みなどの基本的な考え方をまとめ、平成20年3月に「みんなでまちづくりをするための協働のみちしるべ」を作成しました。

◆全県域污水適正処理構想(愛知県)

この構想は、県と市町村が協力し全県域にわたって下水道、集落排水、浄化槽などといった污水処理施設について、その関係所管部局と調整し、地域の実情に応じた適正な整備手法を選定するもので、今後の污水処理施設整備の方針となるものです。愛知県では、平成8年6月に構想を策定しましたが、その後の地域状況の変化等に対応するため、平成16年3月に見直しを行いました。

■整備目標

この構想の中では、県下87市町村の全域について将来における各処理施設別の処理人口の構成比及び市町村数を以下の表のように定めています。

◆ 下水道の整備・接続の推進

施設名	処理人口の構成比率 (%)	市町村数
下水道	93.8	75
集落排水	3.0	47
コミュニティプラント	0.3	12
その他集合処理	0.2	25
浄化槽	2.7	76
合計	100.0	

また、西暦2010年度末(平成22年度末)における污水処理人口普及率¹の目標を概ね75%としています。

¹ 污水処理人口普及率：し尿と雑排水が処理される人口の総人口に対する割合をいう。

◆ 中部圏都市整備区域建設計画(愛知県)

ア 計画策定の趣旨

中部圏の都市計画整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律に基づいて作成したもので、都市計画整備区域の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものです。

イ 計画対象地域

名古屋市をはじめ本市を含む愛知県及び三重県内の 60 市町村

ウ 計画の期間

平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間の期間

エ 計画の目標と課題

- (1) 中部都市圏として相互有機的な関連を持ちつつも独自性ある都市機能を発揮させる。
- (2) 名古屋港・四日市港及び中部国際空港を活かした世界に開かれた産業・技術の中核圏域としての発展をめざす。
- (3) 首都圏・近畿圏と連携のもと、国際的な都市機能の充実・分担を図り、情報通信、研究開発、文化、国際性などでの高次の諸機能を強化し、モノづくりの中核としての役割を高める。
- (4) 地球温暖化など世界規模で環境問題が深刻化しているなか、人と自然との豊かな触れ合いが確保された持続可能な社会づくりを進め、経済発展と環境保全の調和を図る。

このため、緑地の保全・創出、水環境・水循環の保全・再生、廃棄物の発生抑制・リサイクル、環境負荷の少ない交通体系の形成、新エネルギーの普及・省エネルギーの徹底等を総合的に推進する。

◆ 豊明市開発行為等に関する指導要綱

ア 目的

豊明市総合計画の基本理念である「協働で創るしあわせ社会」及び、将来の都市像である「人・自然・文化ほほえむ安心都市」に基づき、秩序のある開発行為を促し、良好な都市環境を創るため、開発行為等に関する指導の基準を定め、もって安全・安心なまちづくりを図る。

イ 総合計画等との関係

総合計画、都市マスタープラン、緑の基本計画等市が策定した土地利用計画を遵守して開発行為等の事業計画を作成しなければならない。

ウ 関係者への説明

事業者は、協議書を提出する前に、開発行為等に関係する近隣関係者へ事業計画内容その他の説明を行い、理解を得るよう努めなければならない

エ 開発行為等の施行のための努力項目

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 災害及び公害の防止等 | (2) 文化財の保護 |
| (3) 被害の補償 | (4) 自主解決 |
| (5) 一面地の敷地面積の確保 | (6) 宅地造成 |
| (7) 駐車施設の確保 | (8) 公共施設の整備 |

- | | |
|--------------------|------------------|
| (9)道路の適合 | (10)公園緑地の施設整備 |
| (11)排水施設の整備 | (12)消防施設等を整備 |
| (13)公益的施設を自らの負担で整備 | (14)上水道施設の整備 |
| (15)集会所の設置 | (16)ごみ集積施設を確保 |
| (17)公共輸送の確保 | (18)公共公益的施設の管理移管 |
| (19)総合計画等との関係遵守 | |

◆愛知地域公害防止計画(愛知県)

ア 計画策定の趣旨

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難である地域等について、公害の防止を目的として策定される地域計画であり、国及び地方公共団体は計画の達成に必要な措置を講ずるものです。

イ 本計画を策定する地域

本市は計画区域に直接入っていないが、近隣周辺の名古屋市、岡崎市、碧南市、安城市、東海市等愛知県内の9市が包含されており、本計画を準拠する。

ウ 計画の期間

平成18年度から平成22年度までの5年間の期間

エ 計画の目標(水質関係)

水質汚濁のうち、公共用水域については、「水質汚濁に係る環境基準」の達成

オ 計画の主要課題(水質関係)

- ・都市内河川の水質汚濁対策
- ・油ヶ淵の水質汚濁対策
- ・伊勢湾の水質汚濁対策

◆ 県民の生活環境の保全等に関する条例(愛知県)

愛知県環境基本条例（平成七年愛知県条例第一号）第二条に定める基本理念にのっとり、公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減その他生活環境の保全に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、公害を防止するために必要な規制をし、並びに事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関する事項を定めること等により、県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全する。

県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」が平成15年10月に施行され、同条例第83条第2項の規定に基づき、「生活排水対策に関する基本方針」が策定されました。

以下に、「県民の生活環境の保全等に関する条例」の生活排水対策に関わる部分を抜粋したものと、「生活排水対策に関する基本方針」の概要を示します。

＜県民の生活環境の保全等に関する条例（第三章 第三節 生活排水対策 抜粋）＞
第三章 事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置

第三節 生活排水対策

（生活排水対策に関する施策の実施等）

第八十三条 県は、生活排水対策（生活排水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第八項に規定する生活排水をいう。以下同じ。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策をいう。以下同じ。）に係る広域にわたる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 知事は、生活排水対策に関する基本方針を策定するものとする。
- 3 前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項
 - 二 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項
 - 三 その他生活排水対策に関し必要な事項

- 4 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（生活排水を排出する者の責務等）

第八十四条 生活排水を排出する者は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用その他の生活排水対策を自主的に行うとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減を図るため、公共用水域の水質の保全に配慮した製品の開発及び製造その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（生活排水の適正な処理）

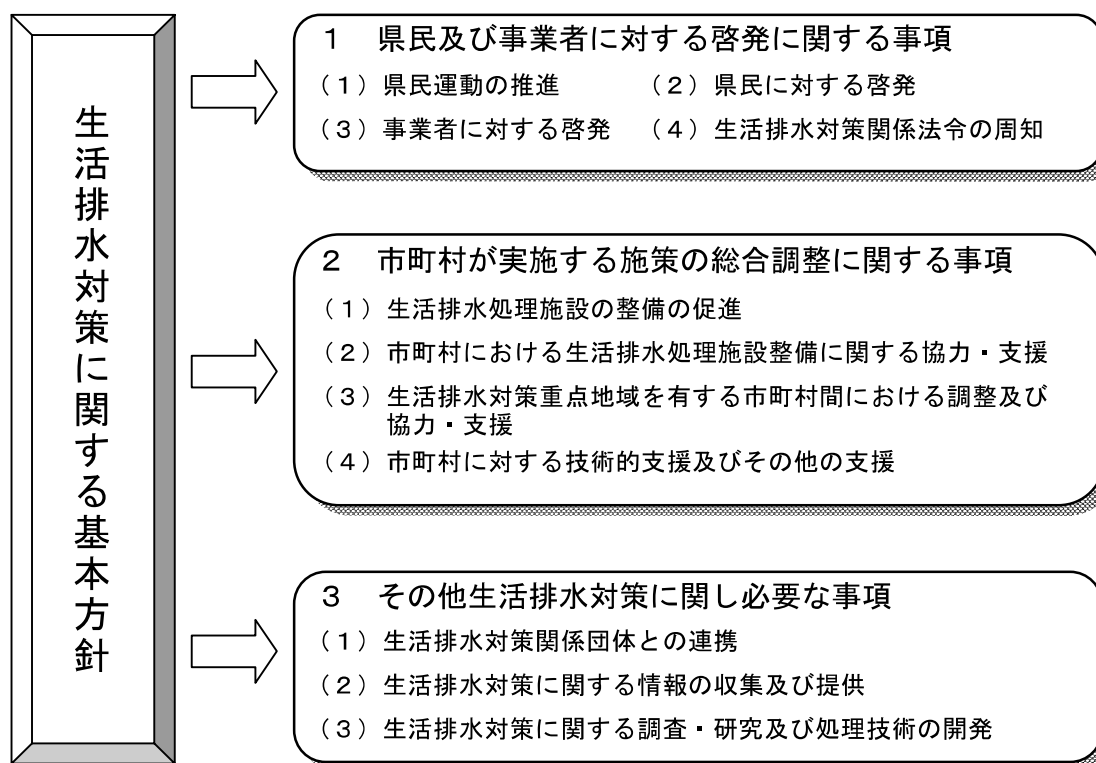
第八十五条 下水道が整備されている区域及び下水道法第五条第一項第一号に規定する予定処理区域（同法第四条第一項の規定により国土交通大臣又は知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。）以外の区域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）を設置し、又は生活排水の排水管を集合処理施設（農業集落排水施設その他の生活排水を集合処理する施設をいう。）に接続することにより、生活排水を

適正に処理するよう努めなければならない。

(市町村に対する支援)

第八十六条 県は、市町村に対し、合併処理浄化槽の設置その他の生活排水対策を推進するために必要な技術的支援その他の支援を行うよう努めるものとする。

< 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく生活排水対策に関する基本方針の概要 >



第4章 水質の現状及び動向

1. 環境基準の適合状況

水質汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）と、人の健康の保護に関する項目（健康項目）について設定されています。このうち生活環境項目については、河川の利用目的により各水域毎にAからEまでの6段階の類型に区分されており、pH・BOD・DO・SS及び大腸菌群数の5項目について、それぞれ各類型毎に基準値が定められています。

本市内には、境川を始めとする大小河川と50余箇所のため池があります。このうち、境川、若王子川、井堰川、正戸川、黒部川、皆瀬川、天王川の7河川と若王子池をはじめとして8つのため池の水質を監視するために、定期的に採水して水質検査をしています。

豊明市内の河川の水質

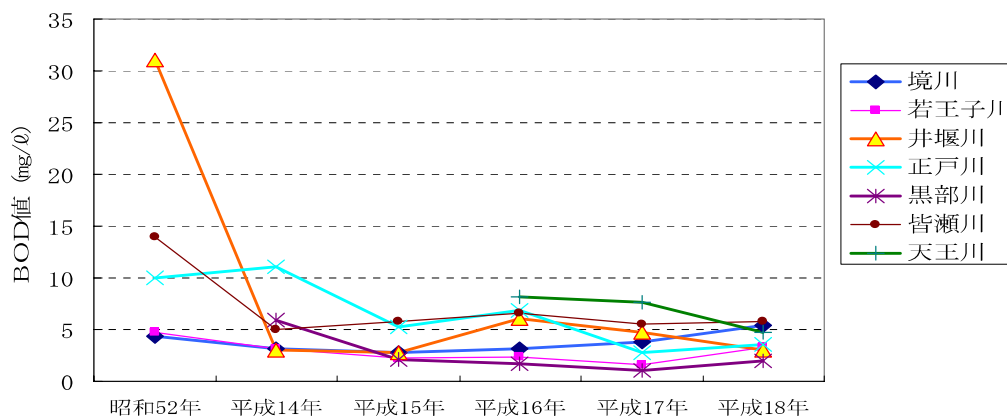


図4-1 豊明市内の河川の水質状況

出典：豊明市の環境概況・平成18年度版
第5章水質汚濁/2 水質汚濁の現状より

豊明市内河川のうち、境川のみ環境基準値が設定されており、新境橋より上流は、B類型であり、下流はC類型とされています。

表4-1 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

	B類型	C類型
水素イオン濃度(PH)	6.5～8.5	6.5～8.5
生物化学的酸素要求度(BOD)	3mg/l以下	5mg/l以下
浮遊物質(SS)	25mg/l以下	50mg/l以下
溶存酸素量(DO)	5mg/l以上	5mg/l以上

市内河川のうちでも、特に市内南部を流れる正戸川、皆瀬川、天王川、境川が水質汚濁されています。上記、図4-1の水質状況グラフから、境川流域の環境基準を満足するに至っておらず、生活排水対策を早急に進める必要があります。

2. 境川及びその他河川等の流域全体の水質状況

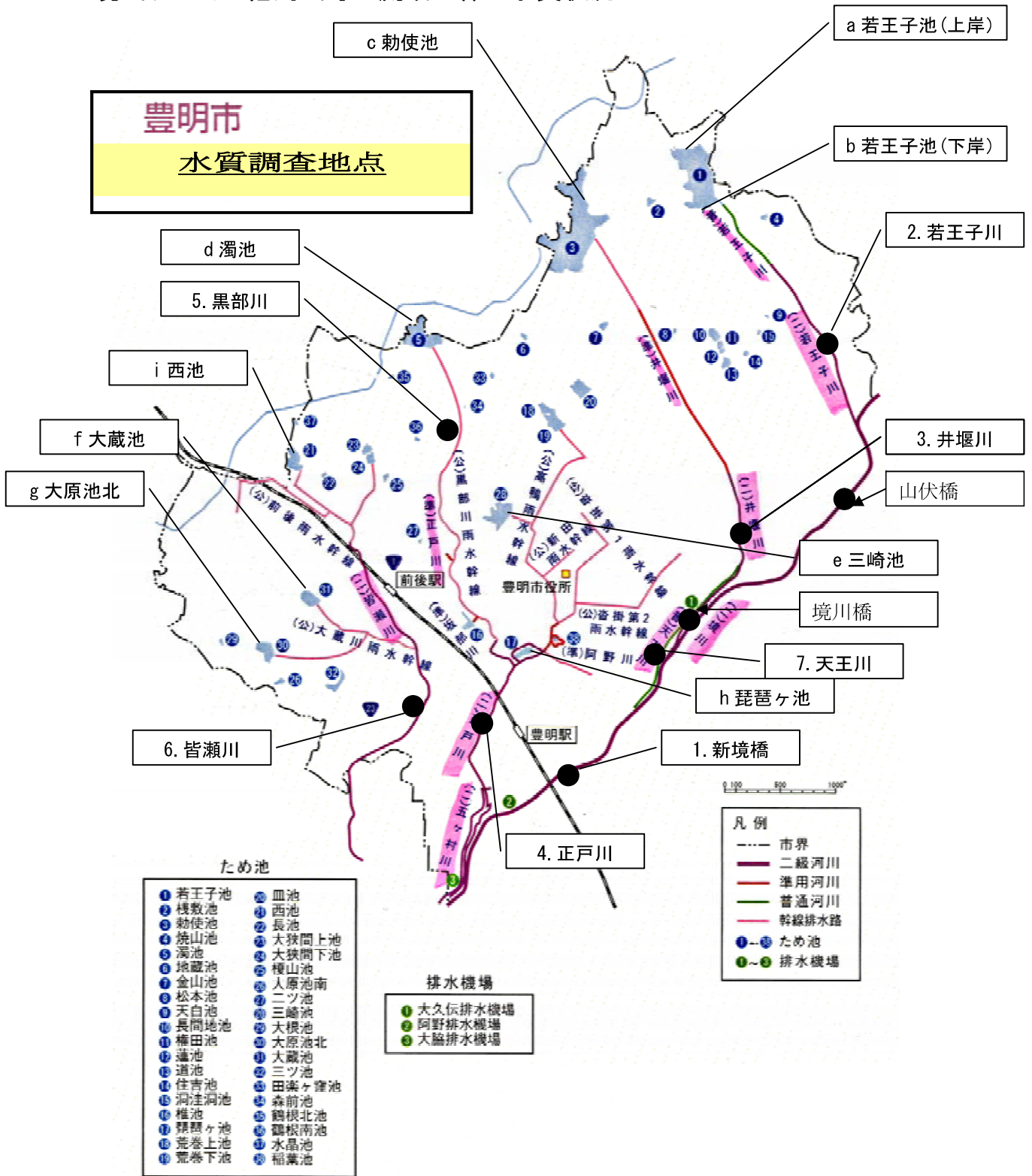


図4-2 水質調査の地点

境川及びその他河川等の流域全体の水質状況を、毎年春季と秋季の年2回定期検査を実施しており、図4-2に水質調査の地点を、又、その調査結果を以下の図4-3以降に示します。各地点の水質は、以前に比べて全体に良くなっていますが、まだまだ改善する必要があります。

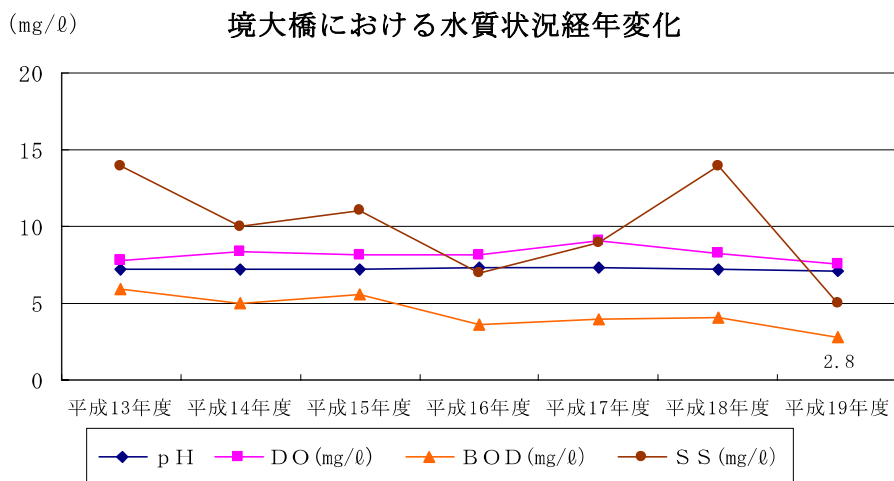
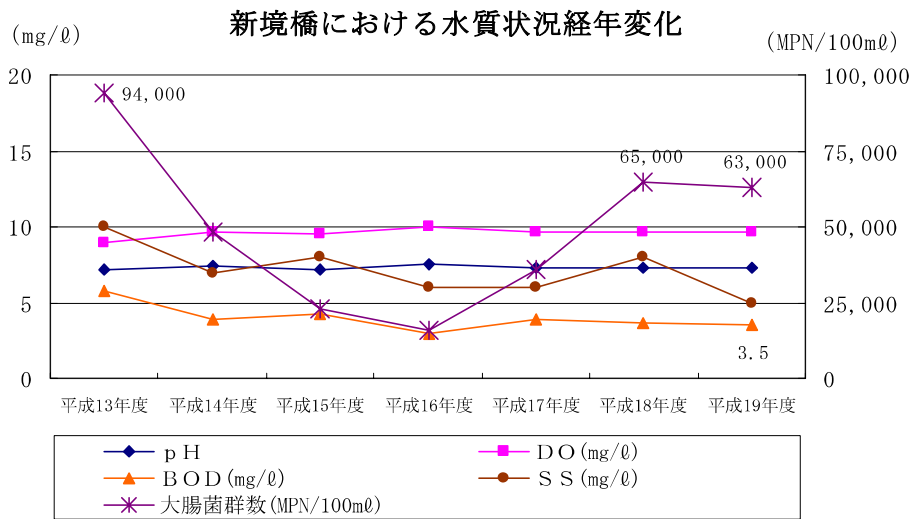


図4-3 新境橋および境大橋における水質状況経年変化

出典：愛知県環境部資料より（値は、年平均値）

3. 本市の河川等水質の経年変化

(1) 本市内各測定地点の水質検査結果の経年変化(平成15年度～平成18年度)

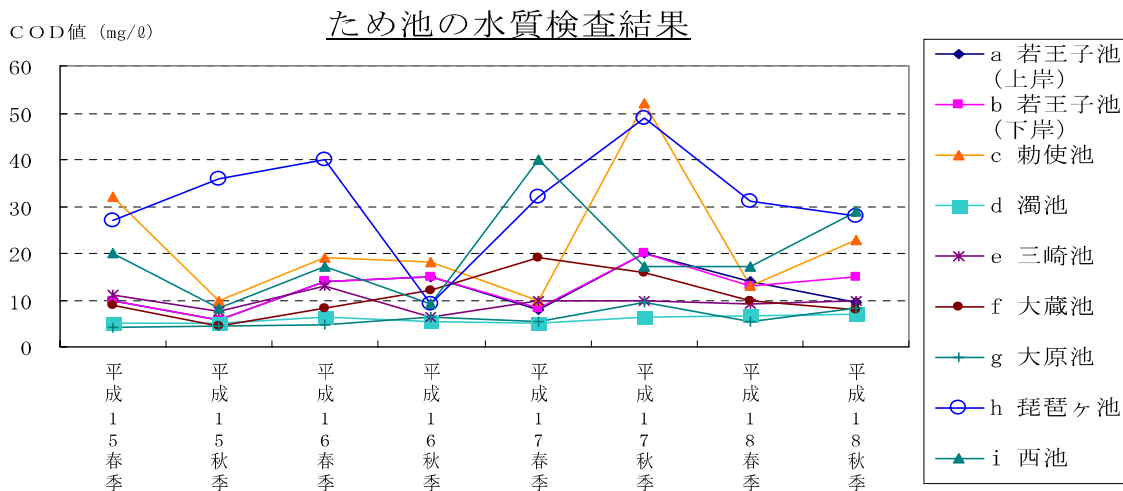
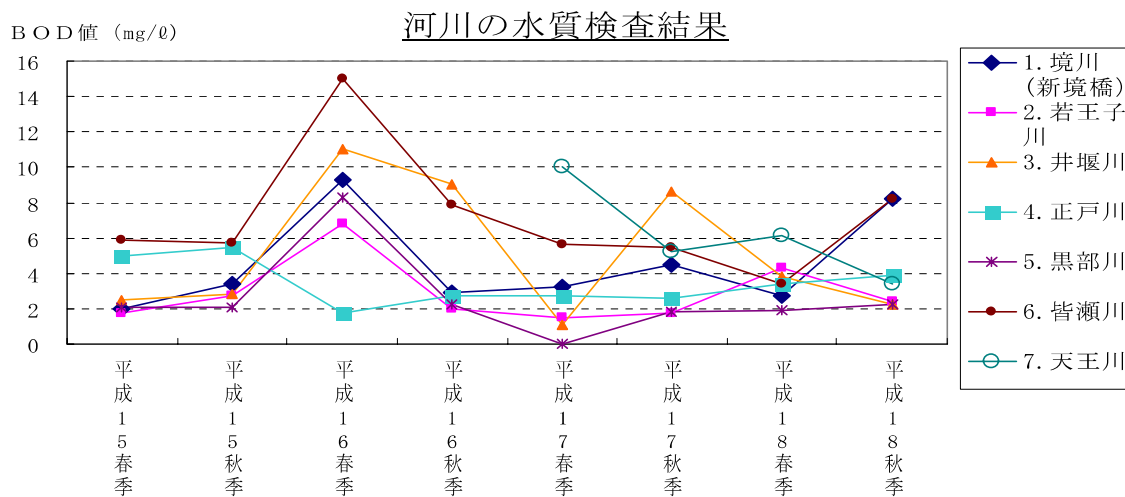


図4-4 市内各地点水質調査結果の経年変化

(2)河川の水質(BOD)

皆瀬川において、例年高い値を示しています。又、新境橋では、環境基準の3 (mg/l) をオーバーしています。平成16年度に比べて相対的には減少していますが、平成18年度の秋季で、皆瀬川と新境橋での値が、8.2 (mg/l) と大きくなっています。

表4-4 河川の水質(BOD)

(単位: mg/l)

	平成15春季	平成15秋季	平成16春季	平成16秋季	平成17春季	平成17秋季	平成18春季	平成18秋季
1. 境川(新境橋)	2.0	3.4	9.3	2.9	3.2	4.5	2.7	8.2
2. 若王子川	1.7	2.7	6.8	2.0	1.5	1.7	4.3	2.4
3. 井堰川	2.5	2.8	11.0	9.0	1.1	8.6	3.8	2.2
4. 正戸川	5.0	5.5	1.7	2.7	2.7	2.6	3.4	3.9
5. 黒部川	2.1	2.1	8.3	2.2	<0.5	1.8	1.9	2.2
6. 皆瀬川	5.9	5.7	15.0	7.9	5.6	5.5	3.4	8.2
7. 天王川					10.0	5.2	6.1	3.4

出典: 豊明市の環境概要、平成15~18年度版-第5章水質汚濁/2水質汚濁の現状 より

(3)ため池の水質(COD)

西池において、例年高い値を示しています。又、勅使池でも相対的に高い値を示していますが、特に平成17年度の秋季で、琵琶ヶ池と共に、50 (mg/l) と大きくなっています。

表4-5 ため池の水質(COD)

(単位: mg/l)

	平成15春季	平成15秋季	平成16春季	平成16秋季	平成17春季	平成17秋季	平成18春季	平成18秋季
a 若王子池(上岸)	10.0	5.8	14.0	15.0	7.9	20.0	14.0	9.5
b 若王子池(下岸)	10.0	5.8	14.0	15.0	8.1	20.0	13.0	15.0
c 勅使池	32.0	9.9	19.0	18.0	10.0	52.0	13.0	23.0
d 濁池	5.1	5.1	6.2	5.4	5.1	6.2	6.8	7.1
e 三崎池	11.0	7.7	13.0	6.4	10.0	9.8	9.1	10.0
f 大蔵池	9.0	4.4	8.2	12.0	19.0	16.0	10.0	7.8
g 大原池	4.1	4.4	4.8	6.2	5.4	9.6	5.4	8.4
h 琵琶ヶ池	27.0	36.0	40.0	9.1	32.0	49.0	31.0	28.0
i 西池	20.0	8.3	17.0	9.2	40.0	17.0	17.0	29.0

出典: 豊明市の環境概要、平成15~18年度版-第5章水質汚濁/2水質汚濁の現状 より

(4)全窒素：本市内各測定地点の水質検査結果の経年変化(平成15年度～平成18年度)

全窒素は、測定地点により差異がありますが、相対的に高い値を示しています。

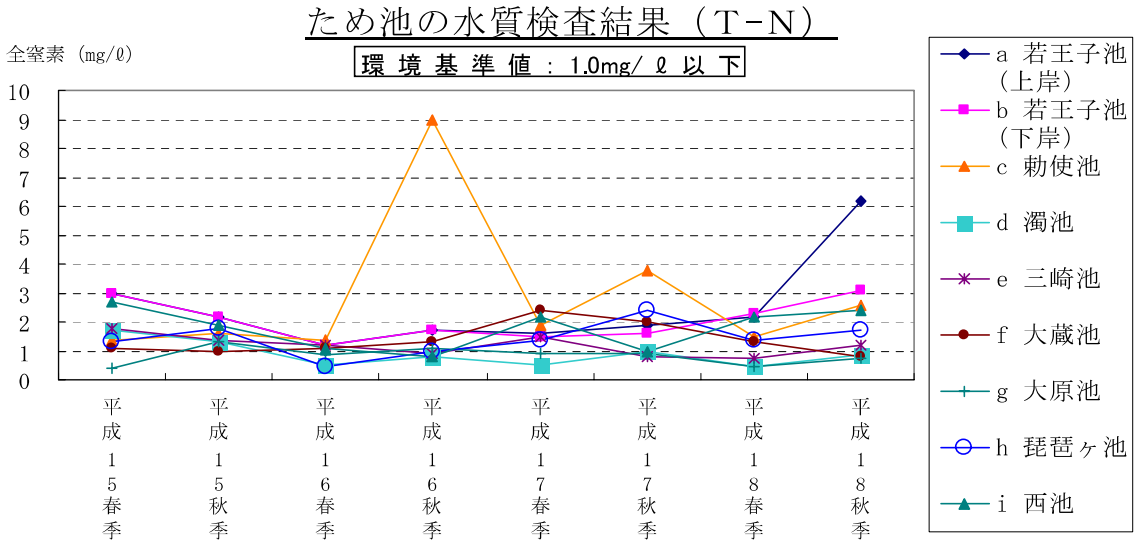
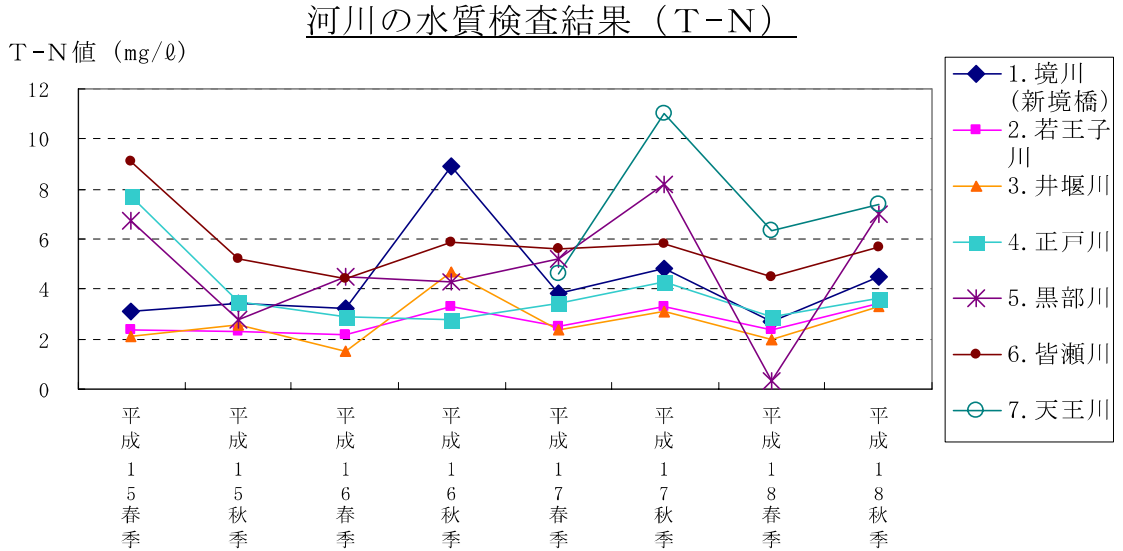


図4-5 市内各地点水質(T-N) 調査結果の経年変化

表4-6 河川の水質（全窒素）

（単位：mg/l）

	平成15 春季	平成15 秋季	平成16 春季	平成16 秋季	平成17 春季	平成17 秋季	平成18 春季	平成18 秋季
1. 境川 (新境橋)	3.1	3.4	3.2	8.9	3.8	4.8	2.7	4.5
2. 若王子川	2.4	2.3	2.2	3.3	2.5	3.3	2.4	3.4
3. 井堰川	2.1	2.6	1.5	4.7	2.4	3.1	2.0	3.3
4. 正戸川	7.7	3.5	2.9	2.8	3.4	4.3	2.9	3.6
5. 黒部川	6.7	2.8	4.5	4.3	5.2	8.2	0.3	7.0
6. 皆瀬川	9.1	5.2	4.4	5.9	5.6	5.8	4.5	5.7
7. 天王川	—	—	—	—	4.6	11.0	6.3	7.4

表4-7 ため池の水質（全窒素）

（単位：mg/l）

	平成15 春季	平成15 秋季	平成16 春季	平成16 秋季	平成17 春季	平成17 秋季	平成18 春季	平成18 秋季
a 若王子池 (上岸)	3.0	2.2	1.2	1.7	1.6	1.9	2.2	6.2
b 若王子池 (下岸)	3.0	2.2	1.2	1.7	1.5	1.6	2.3	3.1
c 勅使池	1.4	1.6	1.4	9.0	1.9	3.8	1.5	2.6
d 濁池	1.7	1.3	0.51	0.8	0.5	1.0	0.43	0.83
e 三崎池	1.8	1.4	1.2	0.9	1.5	0.8	0.72	1.2
f 大蔵池	1.1	0.97	1.1	1.3	2.4	2.0	1.3	0.78
g 大原池	0.42	1.3	0.84	1.1	0.9	0.9	0.46	0.72
h 琵琶ヶ池	1.3	1.8	0.46	1.0	1.4	2.4	1.4	1.7
i 西池	2.7	1.9	1.1	0.8	2.2	1.0	2.2	2.4

資料：豊明市の環境概要、平成15～18年度版-第5章水質汚濁/2 水質汚濁の現状

(5)全リン :

全窒素と同様に測定地点により差異がありますが、相対的に高い値を示しています。

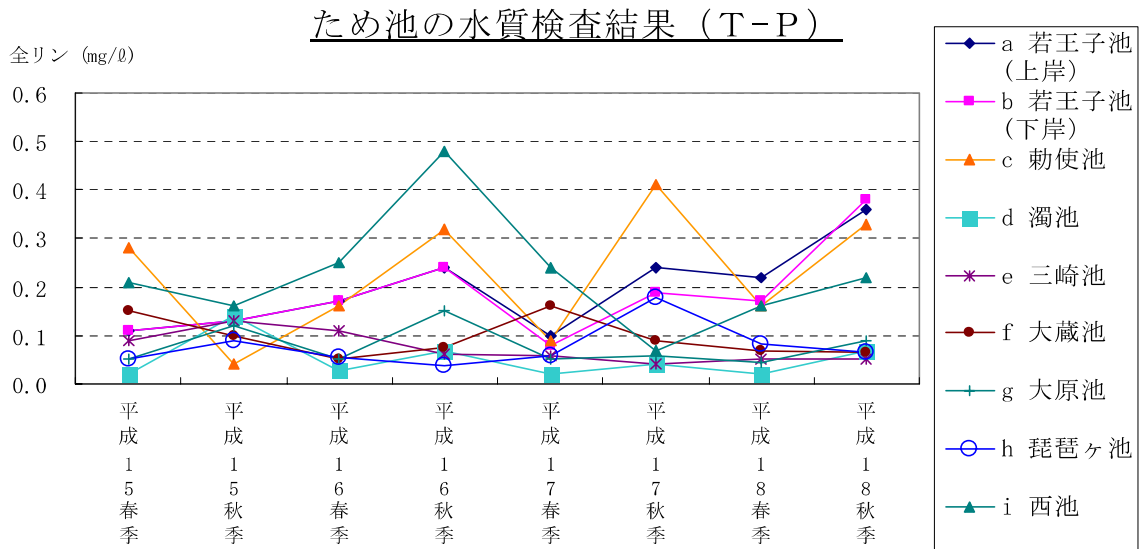
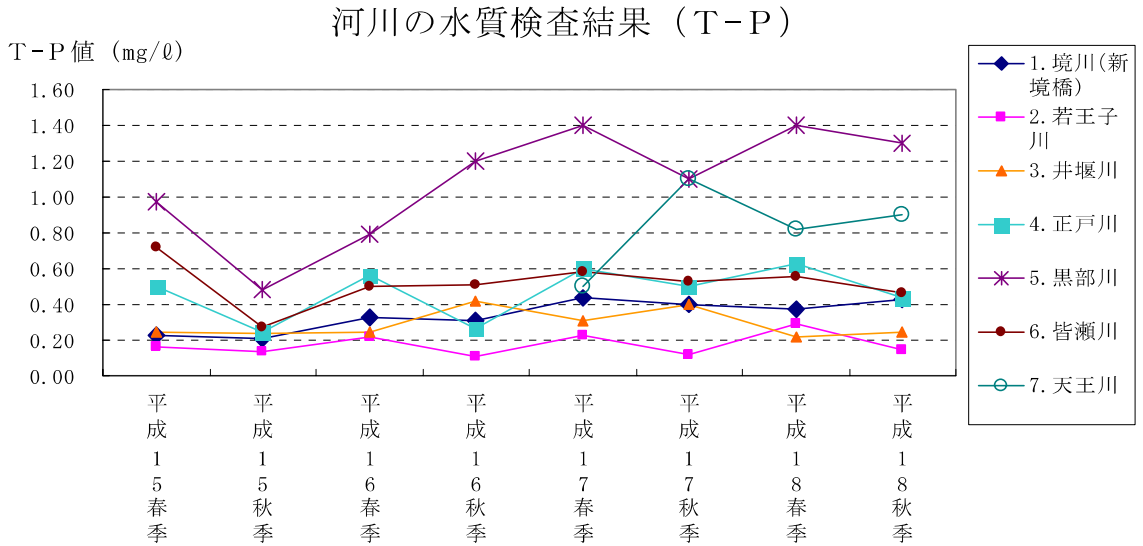


図4-6 市内各地点水質(T-P) 調査結果の経年変化

表4-8 河川の水質（全リン）

（単位：mg/l）

	平成15 春季	平成15 秋季	平成16 春季	平成16 秋季	平成17 春季	平成17 秋季	平成18 春季	平成18 秋季
1. 境川 （新境橋）	0.23	0.21	0.33	0.31	0.44	0.40	0.37	0.43
2. 若王子川	0.16	0.14	0.22	0.11	0.23	0.12	0.29	0.15
3. 井堰川	0.25	0.24	0.25	0.42	0.31	0.40	0.22	0.25
4. 正戸川	0.50	0.25	0.56	0.26	0.60	0.50	0.63	0.44
5. 黒部川	0.97	0.48	0.79	1.20	1.40	1.10	1.40	1.30
6. 皆瀬川	0.72	0.27	0.50	0.51	0.58	0.53	0.55	0.46
7. 天王川	—	—	—	—	0.50	1.10	0.82	0.90

表4-9 ため池の水質（全窒素）

（単位：mg/l）

	平成15 春季	平成15 秋季	平成16 春季	平成16 秋季	平成17 春季	平成17 秋季	平成18 春季	平成18 秋季
a 若王子池 （上岸）	0.11	0.13	0.170	0.240	0.100	0.240	0.220	0.360
b 若王子池 （下岸）	0.11	0.13	0.170	0.240	0.080	0.190	0.170	0.380
c 勅使池	0.28	0.04	0.160	0.320	0.090	0.410	0.160	0.330
d 濁池	0.02	0.14	0.028	0.068	0.020	0.040	0.022	0.067
e 三崎池	0.09	0.13	0.110	0.061	0.060	0.040	0.050	0.050
f 大蔵池	0.15	0.10	0.053	0.074	0.160	0.090	0.069	0.066
g 大原池	0.05	0.12	0.052	0.150	0.050	0.060	0.045	0.090
h 琵琶ヶ池	0.05	0.09	0.056	0.037	0.060	0.180	0.081	0.066
i 西池	0.21	0.16	0.250	0.480	0.240	0.070	0.160	0.220

資料：豊明市の環境概要、平成15～18年度版-第5章水質汚濁 / 2 水質汚濁の現状

4. 水生生物からみた水質の状況

水生動物の中には、河川の水質汚濁の程度により生息範囲が限られるものがあり、これらの水生動物を水質汚濁の状況を表すのに利用することができます。

1) 「身近な水環境の全国一斉調査」・・・資料：NPO 法人 環境研究所豊明 の報告より

(1) 全国一斉調査の目的と意義

身近な水環境を全国一斉に調査し、その結果をわかりやすいマップで表現することにより、全国の状況が一目で分かり、身の回りの環境に関する市民の理解と関心をさらに深まることを目指して、全国で水質調査を実践している市民団体等が、国土交通省及び財団法人河川管理財団と連携して、全国一斉に調査することになりました。

平成16年から実施しており、一斉調査は当日の天候にも影響されますが、さらに継続して実施することにより水環境の変化やその原因などが明らかになります。市民が自ら水質を調査し、水環境の実態を明らかにすることにより、その保全と修復に関する今後の活動へ発展することが期待されます。

(2) 調査結果

①調査地点：山伏橋

表4-10 身近な水環境調査（山伏橋）

年月日	2004年 6月6日	2005年 6月5日	2006年 6月9日	2007年 6月9日	2008年 6月8日
項目					
調査時間	9:54	10:50	11:04	10:30	13:50
天候	雨	うす曇	晴れ	晴れ	晴れ雨
気温 (°C)	23	26	26	26	31
水温 (°C)	22	23	24	20	25
透過度 (cm)	26	48	23.5	9.5	36
COD (mg/l)	8以上	10	8以上	13	18
PH	7	7	7.5	7	7
亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.15	0.5	0.15	1.0	0.1
リン酸イオン (mg/l)	0.165	0.33	0.33	0.2	0.2
水の色	薄黄色	薄黄色	薄茶色	薄茶色	薄茶色
におい	なし	なし	なし	なし	なし
生物・その他	ごみが 沢山流れ ていた。	カワウ、キジ スジエビ、 モツゴ、フナ ヒゴイ、ナマス イトンボノヤゴ ユスリカの幼虫 ヒル、ミスムシ、 アメンボウ	ナマス、フナ オタマジャクシ タイリクバラタナゴ オイカワ、カマツカ スジエビ、アメンボ ミンシツピアカミミガメ イトンボ、セツカ	データ無し	カワウ、ケリ ミンシツピアカミミガメ

②調査地点：境川橋

表4-11 身近な水環境調査（境川橋）

年月日	2004年 6月6日	2005年 6月5日	2006年 6月4日	2007年 6月9日	2008年 6月8日
項目					
調査時間	10:45	14:50	14:30	13:30	14:15
天候	小雨	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
気温 (°C)	23	31	31	21	30
水温 (°C)	23	32	27	22	24
透過度 (cm)	30以上	27	52.5	11	45.5
COD (mg/l)	8以上	8以上	12	10	18
PH	7.5	7.5	8	7	7.5
亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.15	0.15	0.2	0.1	0.1
リン酸イオン (mg/l)	0.25	0.2	0.25	0.2	0.2
水の色	薄黄色	薄黄色	薄黄色	薄茶色	薄茶色
におい	なし	なし	なし	なし	なし
生物・その他	コイ、フナ カワウ	データ無し	データ無し	コイ	コイ、ホラ アメンボウ カルガモ

③調査地点：境橋

表4-12 身近な水環境調査（境橋）

年月日	2004年 6月6日	2005年 6月5日	2006年 6月4日	2007年 6月9日	2008年 6月8日
項目					
調査時間	11:45	14:00	14:00	14:00	14:30
天候	小雨	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
気温 (°C)	22	34	30	20	31
水温 (°C)	23	28	25	20	54?
透過度 (cm)	24	28.5	28.5	10.5	54
COD (mg/l)	8以上	8以上	10	13	4
PH	7.8	7.5	7	7.5	7.5
亜硝酸性窒素 (mg/l)	0.15	0.15	0.2	0.0	0.2
リン酸イオン (mg/l)	0.25	0.33	0.33	0.165	0.2
水の色	薄黄色	薄茶色	薄黄色	薄茶色	薄黄茶色
におい	なし	なし	なし	なし	なし
生物・その他	コイ、フナ カルガモ	データ無し	データ無し	データ無し	コイ、ホラ アメンボウ カルガモ

今回の調査で確認された魚類は 26 種でした。また外来種であるタイリクバラタナゴが確認された。アユも確認されました。

2) 水生動物と水質

指標生物帯は、河川の水質状況を表すと同時に、河川の水質汚濁を改善する目標にすることができます。

(1) 「サワガニ帯」

川の源近くの汚濁の少ない地域で、水温が低く、サワガニ、シマドジョウ等が生息しています。水質汚濁防止法の生活環境基準のA類型に相当する水域です。

本市の調査では、生息は確認されていません。

(2) 「カワムツ・オイカワ帯」

汚濁が比較的少ない水域で、サワガニ帯の下流に位置し、環境基準のB～C類型に相当する水域です。

本市の調査では、平成18年6月9日の調査で、山伏橋でオイカワの生息が確認されています。その時のCOD値は、8以上の結果です。

(3) 「フナ・コイ帯」

汚濁がかなりひどくなり河底に粘土が混り水生昆虫の生息が妨げられる水域では、コイ、フナ、オイカワ、モノアラガイ等が生息しています。環境基準のD類型に相当する水域です。

本市の調査では、山伏橋、境川橋、境橋それぞれで生息が確認されています。その時のCOD値は、8以上の結果です。

(4) 「モノアラガイ帯」

汚濁がひどく川底が硫化鉄のため黒くなっている水域で、モノアラガイ、サカマキガイ、ユスリカ等が生息しています。環境基準のE類型に相当する水域です。

本市の調査では、生息は確認されていません。

(5) 「無生物帯」

汚濁が特にひどい嫌気性になり有毒ガス等の発生がみられ、肉眼的生物の生息がない水域です。

第5章 計画の目標等

1. 生活排水対策推進計画の理念

近年、人々は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を求めるようになってきました。水環境が全般的に悪化している中で、豊かでうるおいある生活や環境の実現のために、望ましい水環境の保全・回復に対する市民の関心は年々高まっています。

本市では平成18年度に第4次豊明市総合計画を策定し、「人・自然・文化 ほほえむ 安心都市」の実現をめざし、環境の保全と創造に関する施策を市民・事業者・行政の協働で積極的に推進しています。本計画は、上位計画である環境基本計画で示す目指すべき将来の環境像を見据え、計画の理念、目標及び水環境に係る施策と整合した計画とします。

環境基本計画では、計画の理念として全ての市民が主役となって「住んでよかった、住みつけたいまち」をめざしており、本計画でもそれらが基本要素となります。本計画においては、その中でも水環境についての理念である「緑と水辺の豊かな環境をめざして」を計画の理念とします。

また、今後、本市各河川やため池の水質を浄化していくためには、市民、事業者、行政が、それぞれの責務を理解し、協力して、生活排水対策についての共通の目標を持って取り組んでいくことが重要です。

以上のことを踏まえ、広域的な連携のもと、生活排水対策の更なる推進を図っていきます。

◆ 計画の理念 ◆

緑と水辺の豊かな環境をめざして

(環境基本計画の理念より)

2. 生活排水対策の基本方針

計画の理念を実現するための基本方針として、次の4つの目標を設定し、総合的に施策を展開していきます。

また、それぞれの目標について可能な限り数値目標を設定し、目標の達成管理に役立てるものとします。

目標 1 生活排水処理施設等の整備推進

目標 2 水辺空間等の整備促進

目標 3 生活排水対策に係る意識啓発等の充実

目標 4 流域全体の生活排水対策の連携強化

目標1 生活排水処理施設等の整備推進(きれいな水を子どもたちに残そう)

本市を含んで境川流域の水環境が、魚が棲め、子供が遊べる安全で安心なものであることが市民の願いです。河川やため池などの公共用水域には自浄作用があり、ある程度の汚れは自然ときれいにしてくれますが、許容量を超える水の汚れには対応できません。よって、それぞれの水域の許容量にあった水質の水を流し、生きるものすべてにとっての命を育む源である水を守ることは大切です。すなわち、汚れた水は生活排水処理施設できれいにしてから公共用水域に流します。この基本を市全域に広めることをめざします。

数値目標としては、平成30年度における汚水処理人口普及率注1)及び水質を次のように設定します。

■ 汚水処理人口普及率

・ 市全域 ・ ・ ・ 99% (平成18年度末現在 93.4%)

■ 水質

環境基準の達成・維持に努めます

注1) 汚水処理人口普及率とは；

汚水処理人口普及率は、下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント(以下、コミプラ)の汚水処理施設の整備人口を各市町村の行政人口(住民基本台帳人口)で表した指標で、以下の式により計算されます。

$$\text{汚水処理人口普及率(\%)} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{下水道処理人口} + \text{農業集落排水施設等処理人口} \\ \text{+ 合併処理浄化槽人口}^* + \text{コミプラ処理人口} \end{array} \right] \times 100}{\text{住民基本台帳人口}}$$

※合併処理浄化槽人口は下水道・農業集落排水・コミプラの供用開始区域を除く

目標2 水辺空間等の整備促進(ふれあいと親しみのある魅力あふれる水辺をつくろう)

市民にとって、うるおいのある水辺が身近にあることは、河川やため池に対する関心を深め、生活排水対策を行う動機づけにもなります。また、様々な動植物を育む自然豊かな水環境は、子どもたちの遊び場となり、自然に対する感動や自然を慈しむ心といった自然観、環境観を育む体験の機会を創出します。

市民にとってうるおいのある水環境をふやしていくことをめざします。

目標3 生活排水対策に係る意識啓発等の充実（水を育む活動をみんなで広げよう）

恵み豊かな環境を次世代につなげていくことは、私たちすべての願いであり責務でもあります。それには、市民、事業者、市が協力しなければ実現することはできません。水環境だけでなく、広く環境全体にわたって良好な環境づくりを積極的に推進するために、私たち一人ひとりが環境に配慮した行動ができる心を養い、市民、事業者、市が連携し市内河川の浄化に貢献するまちづくりをめざします。

目標4 流域全体の生活排水対策の連携強化（流域全体でつながりあって取り組もう）

本市のみの取り組みでは、流域全体の生活排水対策は推進できません。

生活排水対策を推進するためには、流域の住民、事業者、行政の連携を高め、良好な水環境づくりを進める必要があります。

流域の連携により、より効果的な生活排水対策の推進をめざします。



豊明市内水生生物調査（子供も大人も参加）



豊明市内ため池・河川透視度調査中

写真5-1 豊明市内水質調査活動の様子

3. 計画目標年次

計画の改訂にあたり、計画の目標年度を改めて定めることとし、平成30年度を目標年度とします。また、平成25年度を中間目標年度とし、計画の進捗状況の評価を行います。

社会情勢の変化等により途中年度で見直す必要が生じた時にも、計画の見直しを行います。

◆計画目標年度

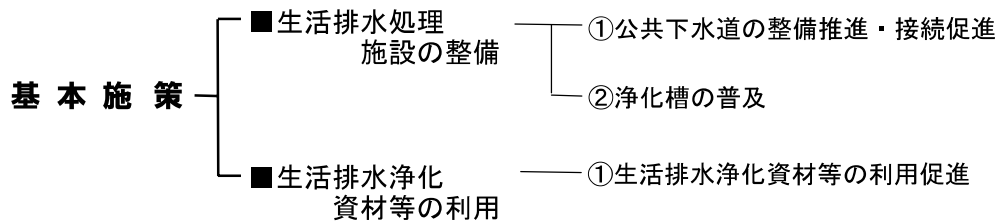
項目	年度
前計画策定年度	(平成10年度)
前計画改訂年度	(平成10年度)
前計画目標年度	(平成20年度)
計画改訂年度	平成20年度
中間目標年度	平成25年度
計画目標年度	平成30年度

4. 重点施策体系

設定した計画の目標を達成するための基本的な施策の体系を、以下に示します。

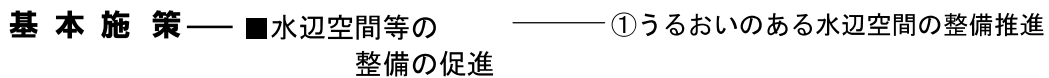
目標 1

生活排水処理施設等の整備推進(きれいな水を子どもたちに残そう)



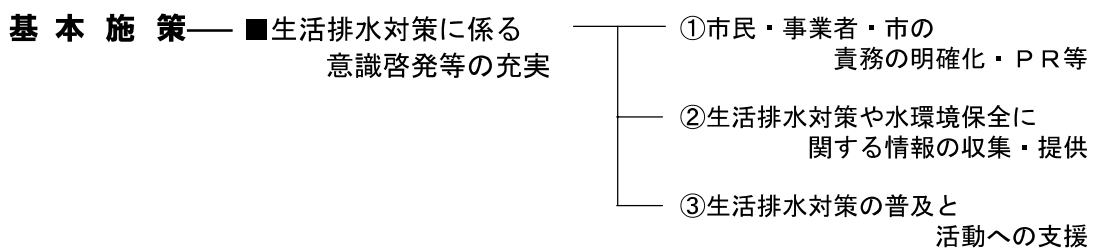
目標 2

水辺空間等の整備促進(ふれあいと親しみのある魅力あふれる水辺をつくろう)



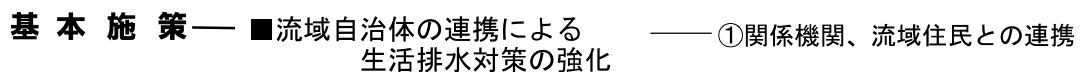
目標 3

生活排水対策に係る意識啓発等の充実(水を育む活動をみんなで広げよう)



目標 4

流域全体の生活排水対策の連携強化(流域全体でつながりあって取り組もう)



第6章 生活排水処理施設等の整備推進

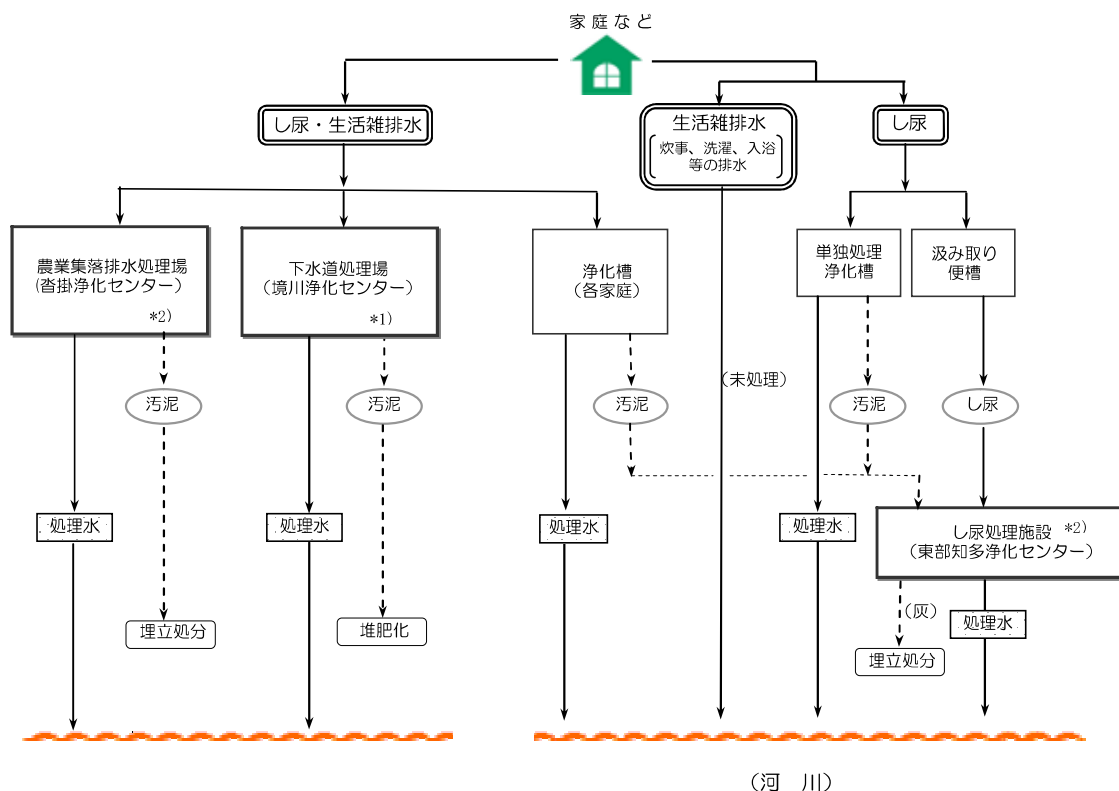
(きれいな水を子どもたちに残そう)

1. 生活排水処理フローの現状

1) 生活排水処理の現状

本市における生活排水処理の現状を図6-1に示します。

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を合わせて処理している施設としては、集合処理施設として公共下水道があります。また、個別処理施設として家庭や団地等の敷地内に設置する浄化槽があります。これらの施設で処理している人口は93.4%（平成18年度末）であり、残りは生活雑排水を未処理のまま河川やため池に排出している状況です。



*1) 境川流域下水道は昭和46年度に事業着手、平成元年4月に供用開始し、現在、刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、東郷町、東浦町、三好町の6市3町全市町の42万人余の汚水を境川浄化センターで処理しています。

*2) 東部知多衛生組合は、愛知県の知多半島最北部に位置する大府市、豊明市、東浦町、阿久比町の2市2町で構成され、「し尿・ごみ」を共同処理する目的で設立された組合です。「東部知多浄化センター」は「し尿処理施設」を有し、南北23.5Km、東西6.5Km、総面積111.85Km²の北から南へ縦に長い行政区域をもっています。

図6-1 本市各家庭から発生する生活排水の処理フローの現状

2. 生活排水処理施設等の整備に関する基本施策

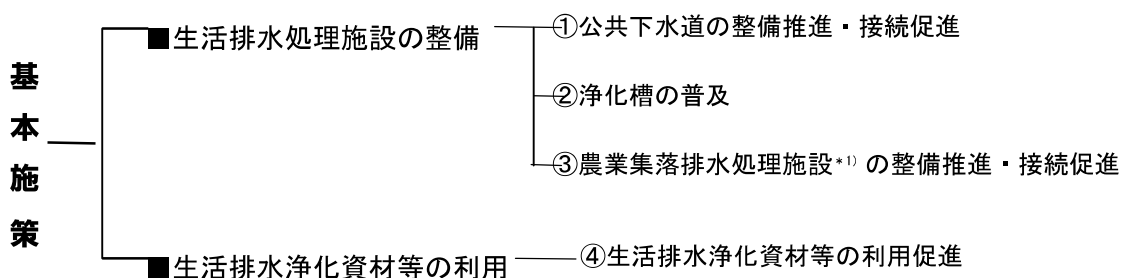
生活排水処理施設は、今や、私たちの日常生活に欠くことのできない施設で、生活環境の改善のみならず河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設です。生活排水処理施設の整備による快適な生活環境は、都市部はもちろんのこと農村部においても、強く望まれています。

愛知県では、生活排水による水質の汚濁を防止するため、生活排水対策の実施を推進することが特に必要な地域として、水質汚濁防止法に基づき、4地域(12市町)を「生活排水対策重点地域」に指定し、その内の境川流域(大府市、豊明市、東郷町、三好町)は平成5年1月29日に生活排水対策重点地域に指定され、関係部局等と連携して各種の対策を行っています。

本市では現在、人口密度の高い地域は、汚水を一箇所に集め処理する流域関連公共下水道で処理し、人口密度が低い地域で、集合処理が不相当と判断される地域は浄化槽で処理しています。単独処理浄化槽を設置している家庭では、生活雑排水の処理を進めるため合併処理浄化槽への交換を指導しています。又、農業集落排水処理施設については、都市計画からの見地、地区の特性、周辺環境、地区の要望等を勘案して支線管渠の整備を進め、接続促進を指導していく方針です。

公共下水道の整備には、かなりの期間と多額の費用が必要であるため、家庭排水に対する市民の意識啓発を図っていきます。同時に、発生負荷量そのものを削減するために、家庭における生活排水対策に係る資材として、流す前には引き続きキッチンストレーナーや三角コーナー、台所用水切りネット等の利用を、又、流さない工夫として、食器や鍋に付いた油などの汚れは拭き取り、米のとぎ汁は、庭や畑にまいて植物の栄養源としての利用にする等を働きかけていきます。

◆生活排水処理施設等の整備に関する基本施策



*1) 農業集落排水処理施設 : 農業集落からのし尿、生活排水または雨水を処理する施設を言う。

農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、窒素、りん等を除去し、公共用水域の水質保全および農業用排水施設の機能維持または農村の生活環境の改善を図り、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成をする。

3. 生活排水処理施設の整備に関する計画

1) 流域関連公共下水道

■ 現況と課題

公共下水道は、公共用水域の水質保全、生活環境の保全を目的として、国や県の補助金を受けて市町村が建設する下水道で、主として人口の集中している区域の生活排水処理を行うものです。

本市の下水道事業は、単独公共下水道と境川流域下水道（流域関連公共下水道）の整備が行われてきました。沓掛処理区は昭和46年の都市計画決定により、同年から単独公共下水道が供用開始され、残る市街化区域は境川流域下水道として平成3年4月から供用開始されました。

平成18年度末時点では、流域関連公共下水道の整備面積は698ha、処理区域内人口は48,463人となり普及率は73.3%、さらなる整備の拡大と水洗化の促進が課題となっています。

本市の境川流域関連公共下水道計画の概要と普及状況を以下に示します。

◆表 6-1 境川流域公共下水道の概要

項目	内容
関係市町	豊明市、刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、東郷町、東浦町、三好町（6市3町）
計画処理人口	全体計画：607,316人
計画処理区域面積	全体計画区域：13,074ha
日最大計画処理水量	全体計画：386,433m ³ /日
水処理方式	凝集剤添加硝化脱窒法及び凝集剤添加活性汚泥法
排除方式	分流式（雨水・汚水の分流）
終末処理場	境川浄化センター（刈谷市衣崎町二丁目20番地）

資料：豊明市の下水道、平成19年7月



写真6-1 境川浄化センター

表6-2 下水道普及状況

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人口(人)	行政区域内人口	65,458	65,767	65,916	66,093	66,149
	処理区域内人口	46,162	47,154	48,394	48,386	48,463
	普及率(%)	70.5	71.7	73.4	73.2	73.3
面積(ha)	行政区域面積	2,318	2,318	2,318	2,318	2,318
	処理区域面積	663.0	689.6	注1)705.0	698.0	698.0
	整備率(%)	28.6	29.7	30.4	30.1	30.1

注1)平成16年度から17年度の面積変更は市街地面積変更による

資料:豊明市の下水道、平成19年7月

人口:住民基本台帳法による人口数値

下水道普及率は年々上昇して、平成18年度末で73.3%です。更に普及促進をします。

■今後の計画

豊明市全域において清潔で文化的な生活環境の整備を図るため、公共下水道の事業を進め、市街化区域内の公共下水道整備は完了しました。今後は、市街化調整区域内の下水道未整備地区において、将来的には市街化区域編入を念頭に、公共下水道の事業化を進めるとともに、負担の公平性と費用対効果を考え、農業集落排水及び浄化槽との事業分担を図り、全域において清潔で文化的な生活環境を整備します。

[整備方針]

豊明市内の境川流域処理区域1,097haのうち、市街化区域内698haは平成17年度に完了しています。今後は下水道整備計画等との調整を図りながら、市街化調整区域内の中で将来的には市街化区域編入を念頭に入れた新たな整備区域の事業認可を受けて公共下水道整備を行い、生活環境の向上と水質の浄化を図ります。

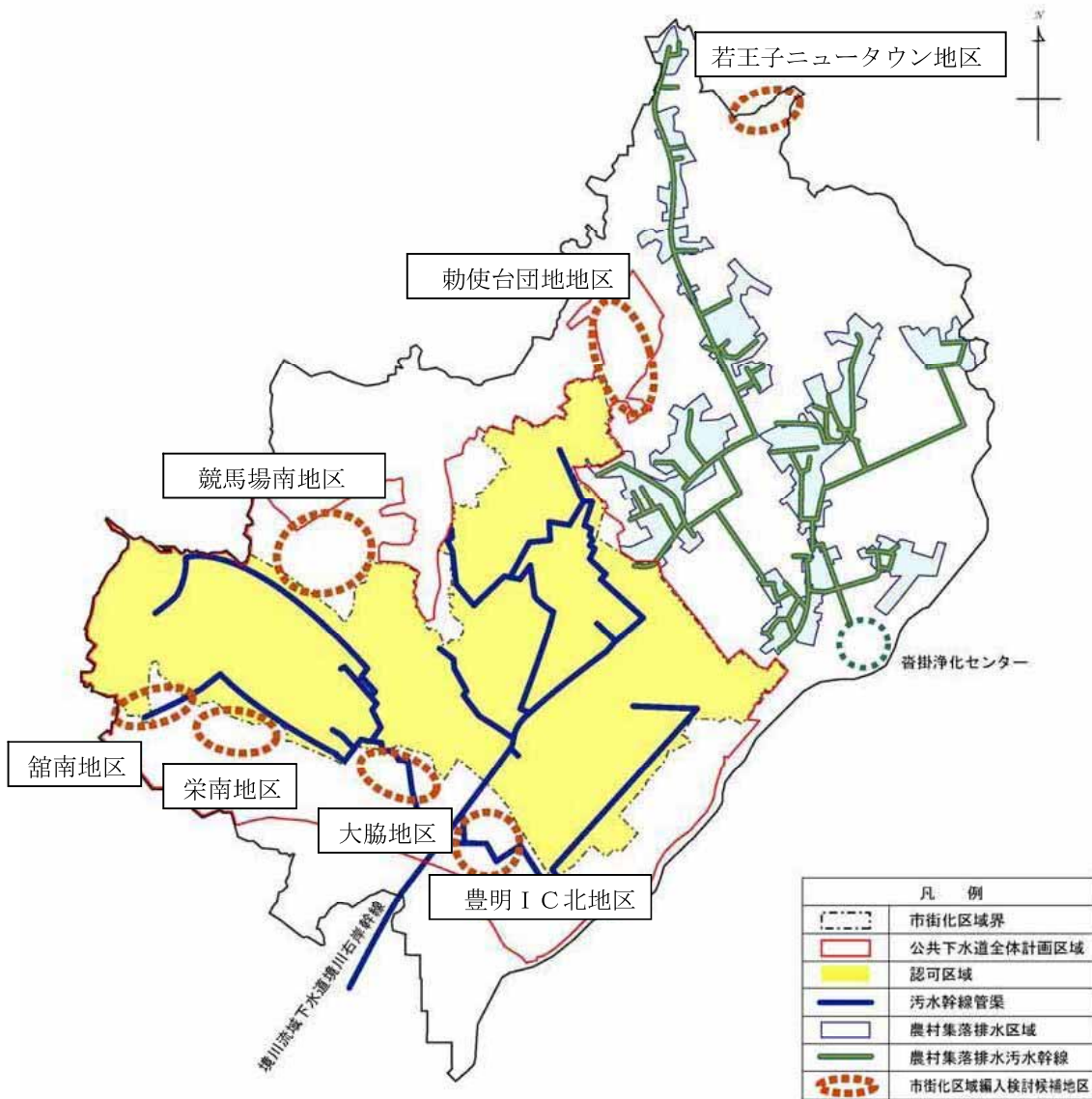


図6-2 下水道整備事業の整備及び計画区域

◆施策メニュー

■公共下水道の整備推進・接続促進

- ① 流域関連公共下水道の計画的な整備推進
- ② 供用開始区域の接続の促進
- ③ 管渠建設整備推進
- ④ 下水道使用により不要になった浄化槽の雨水貯留槽への転用促進

2) 合併処理浄化槽

■ 現況と課題

浄化槽（合併処理浄化槽）は、今まで家庭に広く普及してきた「し尿のみを処理する単独処理浄化槽」とは異なり、し尿と生活雑排水を併せて処理することができます。また、処理水の還元により河川水量維持へ寄与できること、生活排水処理をすることにより環境保全ができること、他の生活排水処理施設に比べ安価であること等、投資効率の高い住民密着型の社会資本と位置付けられます。浄化槽を取り巻く環境の変化として、浄化槽の設置については、平成13年4月の改正浄化槽法の施行により、新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。

本市では、生活排水対策事業の一環として、国・県の補助金を受け、浄化槽の設置補助事業を実施しています。

浄化槽の整備状況は、平成18年度末、市で補助してきた浄化槽設置総数は430基、平成19年度は補助対象総数は41基です。

平成20年度浄化槽設置整備計画書によれば、公共水域の水質汚濁防止を図る目的で、下水道未整備地域における新築住宅に対して、浄化槽の設置を推進し、既設住宅に対しては、くみ取り及び単独処理浄化槽から合併浄化槽への更新を中心に、農業集落排水地区では農業排水を、その他の地区では浄化槽の普及推進を進めております。補助対象は、10人槽以下の浄化槽でBOD除去率90%以上であり、且つ放流水に含まれるBODの日間平均値が20mg/l以下の機能を有し、国庫補助指針が適用される浄化槽です。

今後も補助事業を継続していきます。

■ 今後の計画

国、県等の浄化槽に関する方針や支援の動向を踏まえ、人口密度が低く、集合処理が不適当な地域については、浄化槽の設置に努めます。そのため、国、県の補助金制度を積極的に活用し、浄化槽に対する補助事業を推進します。

あわせて、浄化槽の必要性と補助制度のPR・啓発活動、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。近年、窒素又はリンの除去機能を兼ね備えた高度処理型合併処理浄化槽が開発され、浄化槽の情報も提供できるように努めます。浄化槽の能力維持のため、浄化槽の適切な維持管理を促進します。

◆ 施策メニュー

■ 浄化槽の普及

- ① 浄化槽設置補助事業の推進
- ② 浄化槽の必要性と補助制度のPR・啓発
(具体的実施例)
・ 広報とよあけ・市のホームページによるPR活動
- ③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進
- ④ 浄化槽の適切な維持管理の促進
(具体的実施例)
・ 浄化槽の使用・管理状況、放流水質の検査の実施
・ 浄化槽の維持管理、清掃についてのPR・啓発

3) 農業集落排水施設

近年、農村集落排水の量的拡大、質的变化に伴う農業用排水路の汚濁の進行により、農村の生活環境は悪化し、農業生産にも支障をきたしてきました。

これを解消するため、昭和 49 年度に農村総合整備モデル事業に着手しました。この事業における農村集落排水施設の建設は、昭和 51 年度に着手し、汚水排水の処理施設として昭和 55 年度から昭和 57 年度の3ヵ年で、「沓掛浄化センター」を建設し、昭和 58 年 7 月 1 日に供用開始をしました。

沓掛浄化センターは、環境面から処理槽を覆い、その上部はテニスコートとして、市民が利用しています。

表6-3 沓掛浄化センターの概要

項目	内容
場所	豊明市沓掛町下山 152 番地
計画処理人口	5, 330 人
敷地面積	2, 783 m ²
日最大計画処理水量	2, 600 m ³ /日
水処理方式	標準活性汚泥法
排除方式	分流式（雨水・汚水の分流）

■役割

農業集落排水事業は、し尿及び生活雑排水を処理するための施設を整備するという点では、他の汚水処理施設と同様の機能を有しているものの、その役割は単に生活排水を処理するというだけでなく、汚濁水の浄化を通じて、

1. 農業用水の水質保全による農業生産条件の安定化
2. 水質面での条件整備による農地流動化の促進
3. 農業の担い手及び地域を支える多様な農業関係者などの定住条件の整備など、農村における構造政策を推進するうえで不可欠な条件整備を行っています。

■維持管理

豊明市農村集落家庭排水施設条例及び同施行規則の定めにより本市経済建設部都市計画課で管理しています。

管理の方法は、年間を通して民間業者に委託し、保守点検を行っています。又、緊急時の対応は警報システムにより委託業者に通報され、24 時間体制をとっています。

■水洗化状況

表6-4 水洗化普及状況

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人口(人)	行政区域内人口	65,458	65,767	65,916	66,093	66,149
	処理区域内人口	4,763	4,809	4,785	4,744	4,712
	水洗化人口	4,519	4,584	4,575	4,554	4,534
	水洗化率(%)	94.9	95.3	95.6	96.0	96.2

人口：住民基本台帳法による人口数値

水洗化普及率は年々上昇して、平成18年度末で96.2%です。更に普及促進をします。

4)生活排水処理施設整備計画のまとめ

◆生活排水の処理形態別人口内訳（市全域）

生活排水処理施設の整備計画に基づく計画目標年次における処理形態別人口の現況と見込みを示します。

これらの生活排水処理施設の整備により、汚水処理人口普及率は、平成18年度末現在で市全域で79.0%となっていますが、平成25年度末には市全域で90.5%、平成30年度末には市全域で95.2%になると見込まれます。

また、参考として、図6-2に下水道整備事業の整備及び計画区域を示しました。

表6-5 生活排水処理人口普及率

処理形態別人口	年度	現況	中間	目標
		平成18年度	平成25年度	平成30年度
1) 行政区域内人口		68,267	69,949	71,101
生活排水処理人口	①公共下水道人口	45,184	56,907	62,329
	②合併処理浄化槽人口	4,211	1,934	959
	③農業集落排水処理人口	4,534	4,446	4,397
	2) 計	53,929	63,288	67,684
生活排水未処理人口	④みなし(単独処理)浄化槽人口	12,723	5,844	2,896
	⑤汲み取り人口	1,615	817	520
	3) 計	14,338	6,661	3,417
排水処理人口普及率(%) [2) / 1)]		79.0	90.5	95.2

注1) 今回の「生活排水対策推進計画業務」で、中間時期、目標時期は、それぞれ平成25年平成30年度としています。

5) 計画による汚濁負荷量の削減効果

(1) 市全体及び境川流域の汚濁量

表6-13 境川流域の水質汚濁

平成16年度汚濁負荷量(COD)

	1) 生活系										2) 商業系		3) その他計										合計 ①+②+③	比率
	下水 処理場	し尿 処理場	浄化槽		雑排水	計 ①	割合	計 ②	割合	畜産			土地				その他	計 ③	割合					
			合併	単独						指定地域 内事業所	小規模 牛	小規模 豚	山林	水田	畑・果樹 園	その他								
2 2 3	大府市	0.0	0.0	115.4	78.2	467.9	661.5	69.5%	227.9	23.9%	0.0	13.5	6.3	0.2	5.3	7.2	22.3	7.9	62.7	6.6%	952.1			
2 2 3	うち境川流域	0.0	0.0	111.2	78.2	459.2	648.6	69.8%	219.6	23.6%	0.0	13.5	6.3	0.2	5.0	6.8	21.4	7.9	61.1	6.6%	929.3	42.3%		
2 2 9	豊明市	0.0	0.0	67.6	41.4	247.0	356.0	72.0%	108.8	22.0%	0.8	0.9	0.0	0.3	6.7	1.9	16.4	2.9	29.9	6.0%	494.7			
2 2 9	うち境川流域	0.0	0.0	66.6	40.0	236.6	343.2	71.5%	107.5	22.4%	0.8	0.9	0.0	0.3	6.7	1.9	15.9	2.9	29.4	6.1%	480.1	21.8%		
3 0 2	東郷町	0.0	0.0	51.7	58.0	318.4	428.1	82.7%	67.2	13.0%	0.0	0.9	1.7	0.4	5.0	1.0	12.8	0.8	22.6	4.4%	517.9			
3 0 2	うち境川流域	0.0	0.0	46.1	53.1	294.0	393.2	82.1%	63.6	13.3%	0.0	0.9	1.7	0.4	4.9	1.0	12.2	0.8	21.9	4.6%	478.7	21.8%		
5 2 1	三好町	65.7	5.1	57.4	7.2	48.7	184.1	49.6%	147.4	39.7%	0.0	1.7	1.4	0.4	8.0	3.9	22.0	2.6	40.0	10.8%	371.5			
5 2 1	うち境川流域	65.7	5.1	47.4	5.4	38.3	161.9	52.3%	114.6	37.1%	0.0	1.0	0.6	0.3	6.6	3.2	18.5	2.6	32.8	10.6%	309.3	14.1%		
合 計	2市2町計	65.7	5.1	292.1	184.8	1082.0	1629.7	69.8%	551.3	23.6%	0.8	17.0	9.4	1.3	25.0	14.0	73.5	14.2	155.2	6.6%	2336.2			
合 計	うち境川流域	65.7	5.1	271.3	176.7	1028.1	1546.9	70.4%	505.3	23.0%	0.8	16.3	8.6	1.2	23.2	12.9	68.0	14.2	145.2	6.6%	2197.4	100.0%		

出典：愛知県環境部より

第1章の「2-2 水質汚濁の要因」の項でも述べましたが、上記の表6-13から、豊明市内の境川流域の汚濁負荷は、1) 生活系の負荷率が71.5%（その内、生活系雑排水が49.3%）、2) 商業系排水の負荷率が22.4%、3) その他の排水負荷率が6.1%を占めています。

生活系排水、特に、調理・洗濯・入浴等の雑排水の負荷率が約半分を占めています。

第6章の「3. 生活排水処理施設の整備に関する計画」の項でも述べましたが、豊明市の公共下水道普及率は、平成18年度末で73.3%です。今後、下水道未整備地区での公共下水道事業化を推進して、市内全域において、生活環境の向上と水質向上を図る必要があります。

4. 生活排水浄化資材等利用に関する計画

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について住民に周知するため、定期的な広報・啓発活動の重要性は、第8章で述べます。

生活排水の汚濁要因についてこれまでに述べましたように、生活雑排水が大きな要因を占めます。台所での対策など家庭でできる対策について、定期的に生活排水学習会を開催して、その時に、啓発用に生活排水対策資材（ゴムべら、キッチンペーパー、水切りゴミ袋など）の配布等の取組を計画・実施していきます。

浄化槽については、定期的な保守点検、清掃、及び法定検査について、広報等を通じてその都度、啓発周知徹底に努める計画を立てます。

第7章 水辺空間等の整備促進

(ふれあいと親しみのある

魅力あふれる水辺をつくろう)

1. 水辺空間等の整備に関する基本施策

生活排水対策は、市民一人ひとりの自主的な取り組みによるところが大きい課題です。この自主的な取り組みを促進するためには、水辺環境が身近な存在であることが望ましいと言えます。よって、市民の水辺環境への関心を高め、水辺環境を愛する心を育てていくことは、生活排水対策への取り組みを促進するという視点からも重要な事業です。最近では水に親しむ機会が少なくなり、特に子どもたちは水辺環境から遠ざかっている傾向が見受けられます。

◆水辺空間等の整備に関する基本施策

基本施策— ■水辺空間等の整備の促進

- ① うるおいのある水辺空間の整備推進
- ② 安全な水辺空間が整備され、子供たちが安心して遊べる場とする

2. 水辺空間等の整備に関する計画

①うるおいのある水辺空間の整備推進

■現況と課題

本市では、快適な親水空間の整備として以下の表に示す取り組みを行っています。

しかし、河川整備について自然環境への配慮が十分になされていない箇所もあるため、今後、本市の地域特性にあった自然環境保全を目的として、動植物の生息域の確保や河川浄化機能が働くような多自然型の川づくりを推進していく必要があります。

また、市民が水と親しみ、安心してくつろぐことのできる親水空間の整備を推進し、うるおいのあるまちづくりを実現する必要があります。

市内には多くのため池が残されており、河川とともに自然とふれあうことができる貴重な水辺空間として誰もが水と親しみ、水辺環境の持つ清涼感や開かれた空間を体験できるよう、景観上も優れた水辺空間の保全・整備を推進します。

従来の河川・水路の整備は、雨水を速く流下させるため人工護岸が主流でしたが、自然環境を再生させるために多自然型護岸*1の整備を進めていく必要があります。

■今後の計画

*1多自然型護岸;水辺の多様な生態系を再生・創出するため、コンクリートなどの無機素材に替えて植物、土壌など生物素材を中心とした材料を用い、より自然に近い状態を創出し維持する工夫によって整備された護岸。

河川等の改修にあたっては、生態系への配慮を重視した多自然型工法²による整備を進めるとともに、レクリエーション機能を付加した水辺の整備を推進します。

また、市民の水辺環境に対する関心を高め、うるおいのある水辺空間の創出のため、河川敷やため池周囲の美化に努め、ホタルや魚のたくさん生息し、市民の回遊性の向上ある水辺づくりをします。

さらに、市内の緑のネットワークとして、河川緑化の推進に努めます。

事業名	概要
市内多くの自然あふれるため池の整備	水生生物、動物などその自然を保全し、新たなビオトープ空間を創出した、自然あふれるため池として整備されるようになっています。
多自然川づくりの整備	周辺地域の生態系に配慮した多自然川づくりを進めています。

◆施策メニュー

■うるおいのある水辺空間の整備推進

- ①多自然型工法による河川等の整備
(具体的実施例)
・ホタルや魚のたくさん生息する川づくり
- ②水と親しめる空間の整備
(具体的実施例)
・水辺・緑の特性を活かした河川敷の整備
・市内多くの自然あふれるため池の活用
- ③河川敷・堤防敷の美化
- ④河川緑化の推進
- ⑤湧水や湿地帯の保全

②水の循環利用の推進

地上に降り注いだ雨や雪の一部は、地中に浸透・保留され土壌水や地下水となり、地中に浸透しきれない雨水は、表流水となって河川に流出し、海に至ります。土壌により涵養された浅層地下水は、ゆっくりと河川に浸出して平常時の河川を涵養するとともに、その一部は長い年月をかけて深層地下水を涵養します。また、土壌中に貯えられた水は蒸発あるいは植物から蒸散し、海や湖沼などの水は水面から蒸発し、再び降水又は降雪の成因となります。こうした水の流れが自然界の水循環です。

こうした自然の水環境に加えて、市街化の進んだ流域では、建物や舗装路で浸透域が覆

²「多自然型工法」とは、1970年代に、スイスやドイツで誕生したコンセプト。日本では1990年11月に、当時の建設省（現国土交通省）から各都道府県に、河川整備事業の一つとして「多自然型川づくりの推進」が指導・奨励されている。「治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改變しない、また、改變せざるを得ない場合でも最低限の改變にとどめ、良好な河川環境の保全あるいは復元を目指す、自然環境に配慮した（河川）工事」を狙いとしている。

われ、雨水が地中に浸透しない不浸透域が拡大するというような人工的水循環要素があり、このような人工的要素により、本来の水循環が阻害され、自然界の水循環に悪影響を与えています。

■現況と課題

境川流域は、愛知県内でも有数の水の汚れた川であったため、平成4年3月に「生活排水対策重点地域」の指定を受けました。その後、公共下水道の整備、河川浄化施設の設置、市民への啓発活動などを進め、近年、徐々に川の水はきれいになりつつありますが、未だ環境基準値に達していません。近年、雨水の有効利用を図ろうとする機運が高まりつつあります。

今後、公共下水道整備事業を更に一層推進強化して、生活用水等による水質汚濁の防止に努める必要があります。

■今後の計画

公共下水道は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るための都市施設として早急に整備されるべきものであるという基本認識のもとに、中長期的展望に立ち、流域下水道事業と整合を図りながら、流域関連公共下水道計画に基づき、事業を推進します。

特に、公共下水道は地域住民が大きな便益を享受する施設であることから、住民の理解と協力を得るために、汚水処理関係については、下水道に関する普及啓発活動などのソフト面での施策の充実を図り、水洗化率の向上に努めます。

また、下水道施設が整備されてもその施設が有効に活用されなければ本来の機能が発揮できないことから、今後も水洗化の普及促進に努めます。

一方、雨水排水関係については、道路の浸透舗装や公共施設での雨水利用を積極的に推進し、また、宅地内では雨水浸透施設などの普及啓発に努めます。

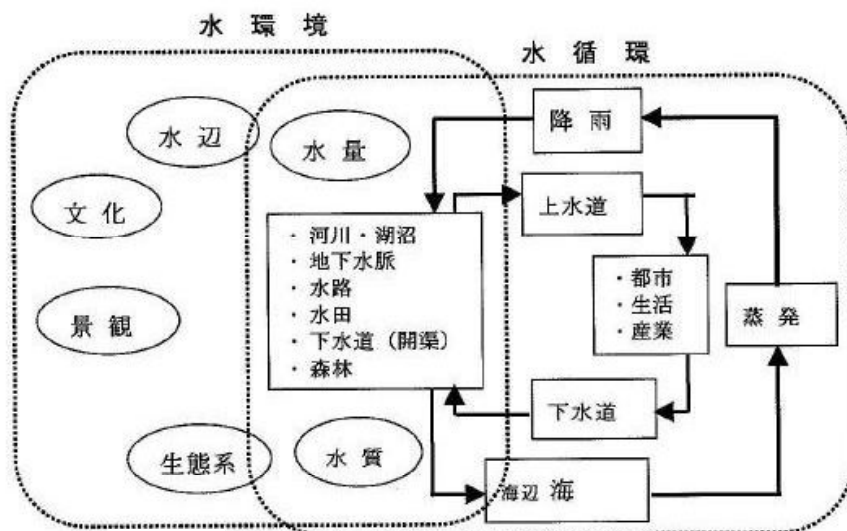


図7-1 水環境と水循環との関連イメージ

第8章 生活排水対策に係る意識啓発等の充実 (水を育む活動をみんなで広げよう)

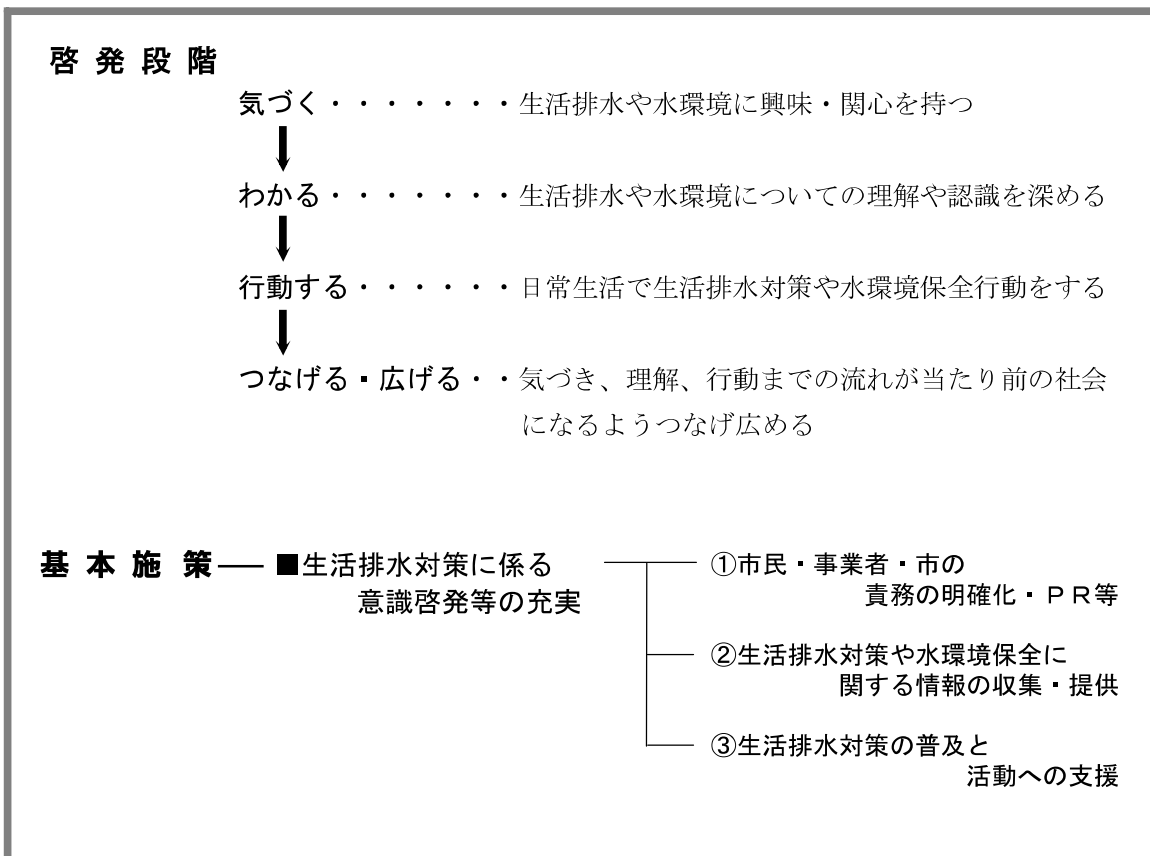
1. 生活排水対策に係る啓発活動等に関する基本施策

生活排水に係る問題を解決していくには、一人ひとりがそれぞれの役割に応じた取り組みを進めることによって、はじめて達成されるものです。このためには、市民、事業者、市がお互いの理解を深めながら、共通の目標に向かって協力して取り組んでいく関係者のパートナーシップを確立するしくみが重要です。

本市では、生活排水対策に係る啓発等について、次に示す啓発段階、基本方針（施策の方向）に沿って、取り組んでいく予定です。

あわせて、生活排水対策に関する活動の成果の評価を行い、次の施策へ展開できるよう努めます。

◆生活排水対策に係る啓発等の基本施策



2. 市民・事業者・市の責務の明確化・広報PR等

生活排水対策を伝えるとき、まず、そのために何をすべきか、自分にはどんな役割・責務があるのかを知り、理解することが第一歩です。ここでは、流域関連公共下水道等の整備状況を勘案した市民の責務、並びに事業者、市の責務を記載します。

(1) 市民の責務

●共通の責務

- ・生活排水対策に係る自主的活動の実施
- ・国、県、市が推進する生活排水対策への協力
- ・「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「生活排水対策に関する基本方針」の遵守
- ・側溝または排水路等の清掃

●流域関連公共下水道整備地域の市民

- ・流域関連公共下水道への早期接続

●流域関連公共下水道未整備区域及び下水道計画区域外の市民

- ・発生負荷の削減対策
- ・浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換
- ・浄化槽の適正な維持管理

(2) 事業者の責務

●浄化槽工事業者及び住宅建築の請負業者

- ・浄化槽設置者に対する浄化槽に関する情報の提供

●すべての事業者（企業市民として）

- ・生活排水対策や水環境保全に係る自主活動の実施
- ・市が推進する生活排水対策や水環境保全への協力

(3) 市の責務

- ・生活排水に係る処理計画の策定
- ・境川流域下水道事業の計画的な推進
- ・浄化槽に対する補助事業の推進
- ・浄化槽の適正な維持管理の促進
- ・流域関連公共下水道が整備された地域における早期接続の促進
- ・生活排水対策浄化資材の無料配布、廃食用油回収システムの確立等による生活排水対策の推進
- ・工場や事業所に対する排水の適正管理指導
- ・河川の自然浄化能力の維持・回復を図るため、水生生物の生息できる環境整備の推進
- ・生活排水対策及び水環境保全に関する意識高揚のための啓発
- ・生活排水対策及び水環境保全に関する情報の収集と提供

◆施策メニュー

- 市民・事業者・市の責務の明確化・PR等
- ①市民・事業者・市の責務の明確化
 - ②生活排水対策に関する基本方針のPR

3. 生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供

■現況と課題

本市では、必要な情報の収集・整理、提供・PRとして、それぞれ以下に示す取り組みを行っています。

昨今の市民の環境への意識の高まり、環境問題の複雑化等に伴い、環境情報を迅速かつ的確に把握するとともに、誰もがいつでも利用できるように、整理・備蓄しておくことが必要です。そしてその情報を積極的に提供することが重要となっています。

また、社会・経済のしくみが複雑化し、市民、事業者、市それぞれが単独で取り組んでいるはなかなか効果が得られなくなっており、各主体が協働して生活排水対策や水環境保全に取り組んでいくことが不可欠となっています。

◇水環境の監視・観測の現況

項目	内容
水質調査	生活項目として、pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全リン、全窒素について、市内の24地点(河川7地点、ため池9地点、排水路8地点)で水質調査を年2回行っています。
水生生物調査	市内河川・ため池の生息魚類の種類組成を把握し、水質浄化対策資料及び生活排水対策の啓発資材とするため、地元のNPO法人が毎年6月に市内河川・ため池の水生生物調査を行っています。調査結果は第4章の4項に記載しています。
市民モニタリング (例えば:NPO法人 環境研究所 豊明、環境審議会、他)	市民ボランティアによる環境モニタリングを実施しています。市内の24地点(河川7地点、ため池9地点、排水路8地点)で、透視度、水質簡易測定項目(COD、水温、色相)についての調査を行っています。また、モニタリングの概要や各々のデータ等をNPO法人環境研究所豊明ホームページにて、公表しています。
県・関係市町との連携	県及び境川流域2市2町(大府市、豊明市、東郷町、三好町)で構成される境川流域生活排水対策重点地域連絡会にて、水質改善業務を実施しています。また、県からは必要な事業に応じて資料の提供を受けるとともに、関係市とは定期的な会議で情報交換を行っています。

◇情報の提供・PRの方法

項目	内容
広報・パンフレット	年12回発行の広報紙(広報とよあけ)や回覧、パンフレットの配布を通して、生活排水対策に関わる情報提供・PRを行い、情報の共有化を図っています。

ホームページ	生活排水対策等の整備状況や水質調査の結果等を環境課ホームページやNPO法人環境研究所豊明ホームページに掲載し、情報の提供とともにPRしています。
ポスター、立て看板	生活排水対策に関わるポスターや立て看板を公共施設等の目立つ場所に設置し、市民の目を引くPR活動を実施しています。
豊明市の環境	水質調査の結果等を「豊明市の環境概要」(環境に関するデータの年次報告書)に掲載し、公表しています。

■今後の計画

生活排水対策に関する必要な情報が適切に収集・整理され、市民、事業者と共有するために、現在の施策を充実させるとともに、高度情報化社会に適応した新しい情報収集や情報提供を推進します。

情報の収集・整理については、今後、環境審議会への参加を促進する他、市民参加によって、水生生物の調査だけでなく、その他の河川水質調査指標をも用いることを検討し、水質調査の実施を進めます。また、簡易測定資材による全市的、さらに流域関係市町との連携による水質の把握にも努めます。

今後も必要に応じて、市民の意識等の調査を行い、施策等に反映させていきます。

水環境保全のネットワークを市内のみならず、県や流域市町、さらには同じ課題を持つ全国の市町村や研究機関に広げ、情報交換を積極的に行っていきます。

情報の提供・PRについては、誌面や市及びNPO法人環境研究所豊明ホームページ等電子媒体による情報提供を充実させるとともに、他の市政情報・環境情報も含め、いつでも誰でも簡単に情報を入手したり、学ぶことのできるシステムの構築を推進していきます。



河川の水生生物調査をする子供達



大人も子供も参加して河川の水生生物調査中

写真8-1 水生生物調査の様子

◆施策メニュー

■生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供

- ①河川等水質調査・モニタリングの充実
(具体的実施例)
 - ・市民モニタリングへの市民参加の促進
 - ・協働による新たな指標を用いた調査の実施
 - ・簡易測定資材による全市的な把握
 - ・境川流域の近隣市町との相互調整
- ②定期的な市民意識・意向調査の実施
- ③県や流域市街との情報交換
- ④全国的な市町村・研究機関との情報交換
- ⑤既存の誌面や電子媒体等の内容充実
(具体的実施例)
 - ・PR誌の配布
 - ・市や協議会のホームページ等による情報提供の推進
 - ・地域での説明会の開催
 - ・水質保全等の取り組みの広報への掲載
- ⑥環境情報システムの構築
(具体的実施例)
 - ・電子メディアによる一元管理
 - ・市民からの情報受付(情報の双方向化)

4. 水環境を育む行動の普及と市民・団体の活動への支援

■現況と課題

本市では、「環境ユートピア豊明」をテーマに、生活排水対策の普及・啓発事業として、キッチンストレーナーの普及、廃食用油回収システムの確立、河川環境美化を推進しています。また、町内会・女性団体等の協力を得るなど、これらの行動の普及・啓発活動を市民と協働で推進しています。

今日の生活排水の諸問題を解決するためには、市民一人ひとりが環境問題について理解と認識を深め、環境に配慮した生活行動を実践していくことが不可欠であることから、その活動のさらなる普及と支援が必要です。

◇ 普及・啓発事業の取り組み(その1)

項目	内容
エコクッキングに関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●流し台ストレーナーまたは三角コーナーの普及促進 ●水切りネットの配布 ●エコクッキング教室の開催
食用廃油回収モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ●食用廃油の回収と石けんづくり 女性団体連絡協議会へ食用廃油の回収、食用廃油石けん製造装置による石けん製造を委託しています。 ●石けんの使用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・石けん使用モニター ・廃食用油利用による石けんづくり講習会 ・販売促進の運動等 ●石けんの使用推進 ●BDF事業
市民参加による水辺環境美化活動	<ul style="list-style-type: none"> ●市内のため池・河川浄化デーの創設(内容:清掃活動、実施時期:毎年7月第4日曜日) ●河川清掃ボランティア活動
講演活動・シンポジウム、施設見学会等	<ul style="list-style-type: none"> ●環境審議会による環境問題の定期的な見直し ●生活排水処理施設見学会 公共下水道終末処理施設・浄化槽施設などの見学会 ●環境基本計画の定期的な見直し ●豊明市環境監視員制度(内容:市内全域の環境パトロール、苦情の未然防止、苦情発生の際の円滑・迅速な対応)
環境学習	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもエコクラブ ●子どもを対象とした水生生物調査(夏季) ●生活排水対策学習会(モデル地区にて開催)

◇普及・啓発事業の取り組み(その2)

項目	内容
市民・市協働による環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ●生活排水クリーン推進員の育成・設置 生活排水クリーン推進員を育成・設置し、流域ごとに生活排水対策の活動を進め、水環境への関心の喚起を促すと共に、情報の提供・PRを行っています。 ●生活排水対策実践活動(クリーン排水推進月間を重点期間とする) <ul style="list-style-type: none"> ・水切りネットの使用 ・食用油の流出防止 ・洗剤の適量使用 ・浄化槽の正しい維持管理 ・周辺側溝、排水路の清掃
モデル地区における学習会、実践活動	<p>モデル地区を毎年2地区設定し、行政と住民が一体となって、生活排水対策のための実践活動を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活排水対策学習会 <ul style="list-style-type: none"> (ア)スライド(ビデオ) (イ)生活排水対策についての講演 (ウ)食品等の汚濁濃度の簡易測定 ●実践活動 <ul style="list-style-type: none"> (ア)水切りネット・キッチンペーパーの使用 (イ)食用廃油の適正処理 (ウ)洗剤の適正使用 (エ)浄化槽の正しい維持管理 (オ)家の周辺側溝の清掃 (カ)実践活動アンケート (キ)実践活動前・中の水質調査
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●ハガキ絵コンクール(対象:未成年) ●水質浄化のポスター、標語・シンボルマーク等の公募

■今後の計画

生活排水対策について、市が何に向かって施策を講じているのか明確にし、それを市民一人ひとりに伝える努力をし、それらを知った市民、事業者が自主的に活動できるような支援を推進します。

活動の普及・支援として、生活排水に係る市民・事業者・市による意見交換が可能な委員会組織結成、生活排水クリーン推進員や環境ボランティアの育成及び活動の推進、河川美化活動やこどもエコクラブの活動等の住民活動の支援、モデル地区実践計画の推進、また、世代を問わず不可欠な環境教育・環境学習の推進に努めます。

市から市民、事業者への一方向の支援、施策の伝達ではなく、市民、事業者の活動への参加を促すためのコンセンサスの形成として、生活排水についての現状、市などの方針・施策等の市民・事業者への説明会等の開催、更に、方針・施策等に対する意見・提案の募集を行うなど、生活排水問題に取り組むための事業や施策への市民意見の反映のしくみづくりに努めます。

◆施策メニュー

■生活排水対策の普及と活動への支援

- ①生活排水対策に係る市民と市による委員会組織結成
- ②生活排水クリーン推進員、環境ボランティアの育成及び活動の推進
- ③生活排水対策に係る住民活動の支援
(具体的実施例)
 - ・エコクッキングの推進
 - ・廃食用油回収システムの実施検討
 - ・河川等水辺環境の美化・排水溝の清掃活動の支援
 - ・各種生活排水対策実践活動の促進
- ④モデル地区実践計画の推進
(具体的実施例)
 - ・生活排水対策に関する学習会の開催
 - ・生活排水対策のための実践活動の実施
- ⑤環境教育・環境学習の推進
(具体的実施例)
 - ・こどもエコクラブの活動支援
 - ・親子での環境イベント、調査等への参加促進
 - ・学校・職場における環境教育の充実
 - ・生涯学習における環境関連講座の充実及びリーダーの育成
 - ・水環境問題にふれる機会の拡大
 - ・図書、ビデオ等の教材貸し出し
 - ・勉強会の開催
- ⑥市民意見反映のしくみづくり
(具体的実施例)
 - ・説明会、講演活動・シンポジウム、施設見学会等の開催
 - ・生活排水対策に係る施策の実施状況の公表と意見・提案の募集

5. 計画・行動の評価と継続的改善

■現況と課題

本市では、「水質汚濁防止法」等の法令に基づく排水規制、指導等により、汚濁負荷の削減が図られてきたが、河川（BOD）、ため池（COD）等の水質は、まだまだ高い数値を示しています。「第4章の3.本市の河川等水質の経年変化」を参照願います。

この要因として、炊事、洗濯、入浴等の日常生活に伴い排出される生活排水による負荷が大きく、これら生活排水対策の根幹は、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備が必要です。

生活排水の適正処理を促進して公共用水域の一層の水質汚濁防止に努めて環境基準値以下の目標達成をするために、市民の協力・努力規定を盛り込んで推進する必要があります。

具体的には、調理くず、キッチンストレーナーの普及、廃食用油等の処理、洗剤・漂白剤等の適正な使用、野外活動等の油の回収、下水道未整備地域での生活排水排出者の合併浄化槽の設置促進などがあげられます。

◇継続的改善

市としてこれまでに指導してきた、キッチンストレーナーの使用等による調理くずの流出防止、廃食用油等の処理、洗剤・漂白剤等の適正な使用等について、一層の啓発・広報を進めて、引き続き、近隣市町とも連携を図りながら改善することが必要です。

第9章 その他の生活排水対策の連携強化

1. 関連機関、流域住民との連携

生活排水対策の推進を図るには、河川等が持つ自然的な価値を尊重しながら、水系を軸とした流域全体で総合的な取り組みを進めていくことが大切です。

境川は本市だけでなく、流域市町の生活排水や雨水や排水が流れ込みます。流域全体の生活排水対策を推進するためには、その流域の自治体の連携が不可欠です。

愛知県と境川流域の2市2町（大府市、豊明市、東郷町、三好町）で境川流域の水質浄化を目的として平成6年より活動している境川流域生活排水対策重点地域連絡会により、効果的な生活排水対策のより一層の推進に努めます。

◆流域全体の生活排水対策に関する基本方針

基本方針 — ■流域自治体の連携による生活排水対策の強化 — ①関係機関、流域住民との連携

2. 関連する他計画との調整

■現況と課題

本市では、地域の水質保全や施設整備について、本市のみではなく、国、県、西三河地域生活排水対策推進連絡会議、境川流域生活排水対策重点地域連絡会など各種団体及び関係行政機関と連絡・調整をとり、総合的で広域的な生活排水対策を実施してきました。

流域全体の生活排水対策を推進するため、今後も流域の地域と一体となった水辺づくりの推進等、より積極的に地域との連携を密にした施策の展開が必要となってきます。

■今後の計画

県及び境川周辺流域市町と共同して定期的な清掃活動を継続していきます。

また、市民ボランティアによる環境モニタリング調査を行い、その結果を活用して、流域の浄化活動を推進します。

◆施策メニュー

- 関係機関、流域住民との連携
- ①境川流域河川等美化活動の推進
(具体的実施例)
・境川浄化デーなど、流域全体での浄化活動の推進
 - ②境川流域浄化活動の促進
(具体的実施例)
・市民ボランティアによる環境モニタリング調査の実施、調査結果の活用

3. 環境審議会との調整

環境基本法第44条の規定に基づき、環境審議会を設置しています。環境審議会は、市内在住ないし関係機関に従事の大学の先生等の学識経験者、県環境部署職員、市内主要企業の代表者、一般公募からの20名弱のメンバーで構成され、定期的に会議を実施して、市の環境保全等に関する基本的かつ重要な事項の調査審議に取り組んでいます。

生活排水対策に関しても、環境審議会の豊富な知識と経験により、幅広い見地から意見を参考にして、調整をとり、総合的で広域的な対策策定を行います。

第 10 章 用語説明

● 下水道

住居環境の改善、浸水の防除のための基幹的施設。また、川、湖、海といった水環境の水質保全のための重要な施設である。

● 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びそれに接続する公共溝渠、灌漑用水路その他公共の用に供される水路をいう。

● こどもエコクラブ

子どもたちが楽しく環境学習・活動を行うため、環境省が平成 7 年に発足させた。プログラムに沿って、自然観察や酸性雨の調査をする等、様々な環境保全活動を実践している。

● 浄化槽

し尿（水洗トイレの汚水）と、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理する装置であり、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」（生活雑排水は未処理で放流）と、生活雑排水もあわせて処理する「合併処理浄化槽」の 2 種類がある。浄化槽法の改正等により、単独処理浄化槽の新設は禁止されているため、現在では浄化槽といえば合併処理浄化槽を指すようになってきている。

● 水質汚濁防止法

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域の汚濁の防止を図るなどを目的とした法律。

● 生活排水

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいう。（なお、「生活雑排水」は、生活排水のうち、し尿を除くものをいう。）

● 全窒素及び全リン

水中の窒素及びリンの濃度が上昇し水域が富栄養化すると、透明度の低下等による景観の悪化、水道水の異臭味や浄水場濾過障害の発生、魚介類のへい死等の障害が起こる。

● 大腸菌群数

大腸菌そのものは無害で人体内にも大量に存在しているが、糞尿とともに排出されるので、病原菌汚染の間接的指標として重要である。

● 類型指定

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定のことをいう。なお、類型には AA から E までの 6 段階の区分がある。

● BOD（生物化学的酸素要求量）[Biochemical Oxygen Demand]

河川などに放流された排水中の有機物は、水中の微生物により酸化分解され、炭酸ガス、水、アンモニア等になり、その際、必要とする酸素量のことをいう。数値が、大きければ大きいほど、水質汚濁が著しいことを示す。

● COD（化学的酸素要求量）[Chemical Oxygen Demand]

水中の被酸化物質を酸化剤によって化学的に酸化した際に消費される酸素量で、主に、湖沼や海域の汚濁を測る代表的な指標。

● DO（溶存酸素量）[Dissolved Oxygen]

水中に溶解している酸素量で、自然水域では酸素は大体飽和していると考えられている。溶存酸素は、水中の魚介類や好気性微生物などの呼吸に使われるので、欠乏すると魚介類のへい死や水の腐敗などが起こる。

● DID人口（人口集中区域）[Densely Inhabited Districts]

市町村の境界内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が 4,000 人/km² 以上）が隣接しており、それらの地域の人口が、国勢調査時に 5,000 人以上を有すること。

● pH（水素イオン濃度）

水の酸性、アルカリ性の程度を示すもので、中性が 7 であり、それより小さい値になると酸性が強まり、大きい値になればアルカリ性が強まる。日本の河川では通常 7 前後で、6.5~8.5pH の範囲から出ると河川の生産性が低下し、水質にも悪影響をもたらす。

● SS（浮遊物質）[Suspended Solid]

浮遊物質とは水中に浮遊している物質（砂粒、プランクトンなど）で、指定の濾過器で濾過、乾燥させてその重量を測り水中の濃度で表す。

● 75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目 [n は日間平均値のデータ数] のデータ値 ($0.75 \times n$ の値が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる)。

生活排水対策推進計画

(平成21年度～30年度)

平成21年3月
発行 豊明市役所 市民部 環境課
〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1
電話 0562-92-1111 (代表)
F A X 0562-92-1141
<http://www.city.toyoake.aichi.jp/>